

## ウェイランドの救貧法に関する考察

柳 田 芳 伸  
田 中 育久男 訳

### 訳者序言

ここに訳出を試みる小論は、イギリスの著述家ジョン・ウェイランド (Weyland, John, 1774-1854) が1807年に、ハッチャード社 (J. HATCHARD) より刊行し、価格1シリング6ペンスで販売された『ウィットブレッド氏の救貧法案およびイングランドの人口に関する考察。救貧法の政策、慈愛、過去の諸効果などに関する小研究の補足を意図して。(Observations on Mr. Whitbread's Poor Bill, and on the population of England: intended as a supplement to A Short inquiry into the policy, humanity, and past effects of the Poor Laws &c. pp.65)』の全文である〔以下では『考察』と略記する〕。

18世紀後半から19世紀初頭のイギリスでは、産業革命の進展により経済的な発展を遂げていく一方で、国内の穀物価格の高騰や対仏戦争の勃発などにより混乱した時代を迎えていた。その一つとして、18世紀後半以降、救済方法を緩和する「救貧法の人道主義化」が進められたことなどにより、深刻な救貧税の増大を招き、救貧法改革の必要が問われるようになっていた。そうした時潮とほぼ照応して、「救貧法が人口を増やし、貧困を深刻化する」と主張するマルサスの思想的な影響力も高まっていた。こうした渦中の1807年2月19日、下院議員のサミュエル・ウィットブレッド (Whitbread, Samuel, 1764-1815) による救貧法改正に関わる演説がなされた。この演説は、救貧法の部分的な修正を意図したものであり、『1807年2月19日木曜日、下院で報告した救貧法に関する演説の要旨、附録を伴って。(Substance of a speech on the poor laws: delivered in the House of Commons, on Thursday, February 19, 1807. With an appendix)』〔柳田芳伸・田中育久男訳「ウィットブレッドの救貧法に関する演説」『長崎県立大学経済学部論集』第49巻第3号、2015年、49-136頁〕〔以下では『演説』と略記する〕として公表された。これに対し、マルサスは『救貧法の改正法案に関するサミュエル・ウィットブレッド氏宛ての書簡 (A letter

to Samuel Whitbread, Esq. M.P. on his proposed bill for the amendment of the poor laws)』（1807年3月）〔以下では『書簡』と略記する〕を刊行した。加えて、さまざまな思想家たちが相次いで著作や小冊子、書簡などにより応答した。ウェイランドの『考察』もその一つと目すことができる。ここでは、ウェイランドの略伝<sup>1)</sup>を振り返るとともに、『考察』の内容についての若干の考察を記しておきたい。

ウェイランド家は古くからノーフォーク州の一族であった。その中には著名な商人で、のちにイングランド銀行の取締役も務めたマーク・ウェイランド (Weyland, Mark, 1661-1742) がいた。マークの孫のジョン・ウェイランド (Weyland, John, 1744-1825) は、オックスフォード州の州知事 (1777~78年) を務め、この州における最も進歩主義的な農夫の一人とされた人物である。ジョンは、妻のエリザベス・ジョアンナとの間に3人の息子と6人の娘をもうけた。その長男こそが、父と同名で、『考察』の著者でもあるウェイランドにほかならない。

ウェイランドは、1774年12月4日、ウェストミンスターで生まれた。1792年、オックスフォードのクライスト・チャーチに入学したけれども、後に当時の自身のことを〔この学校に〕「相応しくない一員 (an unworthy member)」であったと回顧している。その2年後に、セントメアリー・ホールに移り、学位をとることなく退学した。

その後、リンカンズイン、インナーテンプルで学び、1800年に法廷弁護士の資格を得た。そして、彼は1802年以降の10年間はロンドンで弁護士としての手腕を振るい、クラレンス卿 (duke of Clarence) に雇われていた。またその頃、私生活の面では、1799年3月に、ピット派の議員ウィットステッド・キーン (Keene, Whitstead) の娘エリザベスと結婚し、義父を介してバーク州のホーソンヒルに居住するようになり、かつバーク州やオックスフォード州、サリー州の治安判事として活動するようになった。農業主義者のアーサー・ヤング (Young, Arthur, 1741-1820) とは友人の関係にあり、農業委員会 (board of agriculture) の常任委員 (ordinary member) も務めていた。

図表1 ジョン・ウェイランドの父 (1744-1825)

(<http://www.thepeerage.com/p17658.htm#c176571.2>)



ウェイランドは、当時の主要な定期刊行物であった『エディンバラ・レビュー』や『クォーターリー・レビュー』に宗教色が不足していることに不満を抱いていた。それゆえに、1811年3月、『ブリティッシュ・レビュー・アンド・ロンドン・クリティカル・ジャーナル (*The British review, and London critical journal*)』を創刊させている。福音主義およびトーリー派を軸とした同誌は、福音主義の活動家であったウィリアム・ロバーツ (Roberts, William, 1767-1849) を編集者に迎え、1825年11月に廃刊するまで、年に4回の刊行を続けた。さらに、1830年に至ると、ウェイランドは、アーサー・ゴフ・キャルソープ (Calthorpe, Arthur Gough, 1796-1836) の引退で空席となったハインドンの選挙区から出馬し、下院議員としての活動も経験した。

ウェイランドは1854年5月8日にこの世を後にしている。およそ80年の生涯において、彼が最も関心を示したのは救貧問題であった。治安判事としての経験が、貧民の救済や雇用への関心を強めることになり、いくつかの救貧関連の著作を著したのである。その代表作である『人口および生産の諸原理 (*The Principles of Population and Production*)』(1816年)では、人口の増加を「神の意図」と捉え、この意図のために人間は勤労を必要とし、食料の増産が求められるという独自の人口法則を打ち出している。かつ、それに立脚しながら、貧民救済を神の慈悲として必要不可欠とする考えを明らかにし、救貧法の存続を唱えたのであった<sup>2)</sup>。

同著は、マルサスの人口法則の批判も意図しており、マルサスが『人口論』第5版(1817年)の附録で応答した<sup>3)</sup>ことは知られるところである。しかし、実際には、マルサスはそれより以前から、ウェイランドを意識していた。彼は、先に触れた『書簡』の追伸で、ウェイランドの処女作である『救貧法の政策、慈愛、過去の諸効果に関する小研究 (*A Short inquiry into the policy, humanity, and past effects of the Poor Laws*)』(1807年)〔以下『小研究』と略記する〕を取り上げている。そして、その内容に全面的な賛同はできないとする見解を抱懐しながらも、「これまで目にしてきたどの研究よりも異議を唱えるところが少なく、」明らかに黙視しえない作

図表2 ウィリアム・ロバーツ (1767-1849)  
(*The Life, Letters, and Opinions, of William Roberts, ESQ*, ed., by Roberts, Arthur, 1850.)



品である<sup>4)</sup>とし、一定の評価を下すばかりか、ウィットブレッドに一読を薦めているのである。

『小研究』は、ウィットブレッドが演説を行う9日前（2月10日）に刊行された。その序文において、ウェイランドは、マルサスの『人口論』やロンドンで治安判事を務めたパトリック・カフーン（Colquhoun, Patrick, 1745-1820）の著述物などを意識しながら、地方の治安判事としての経験を著作に反映させようとしたことを表白している<sup>5)</sup>。そして、救貧法の存続を基本的な姿勢として、貧民の居住権や雇用、教育、救貧税の負担などの幅広い問題に詳細な考察を行っている。社会的な反響もあり、福音派の定期刊行物『クリスチャン・オブザーバー（*Christian Observer*）』第6巻（1807年7月）では、ウィットブレッドの『演説』やマルサスの『書簡』とともに批評された<sup>6)</sup>。それゆえ、当時の救貧法をめぐる論争において看過できない著作の一つとみられていたと推測される。この『小研究』の補足をも意図して刊行された小冊子が、本『考察』である。

『考察』の主題は、ウィットブレッドの『演説』の内容を検討することにあつた。その中でウェイランドは、自身の救貧法論を展開している。『演説』は、マルサスの『人口論』を視野に入れつつ、貧民の道徳的な改善を目的として、貧民の教育や貧民基金、褒章制度、居住権、地方税の改革、救貧院の問題など、多岐にわたる議論を取り扱ったものであつた。しかし、その後、『演説』での諸提案は4つに大別、整理された。そして、7月13日にその一つである教育の部分のみが「教区学校法案（Parochial School Bills）」として審議されたけれども、この法案も8月11日の審議をもって廃案への道を辿った<sup>7)</sup>。『考察』の刊行時期は、刊行年以外には明らかにされていない。しかし、その中身を精査した限りでは、ここでウェイランドが検討の対象としたのは、『演説』のみならず、教区学校法案にまで及んでいる（第22節～第25節）。したがって、『考察』は、教区学校法案が審議されていた上記の期間、あるいは7月以降に刊行されていた可能性が高いといえるであろう<sup>8)</sup>。

ウェイランドが『考察』において意識を傾けていたのは、管見の限り、二つの点にあつたと考えられる。第一に、救貧法の廃止に反論していることである。彼は、『演説』で発せられたさまざまな提案に対し、いずれも期待される結果には程遠いとしながらも、「いくらかの改善を施せば、民衆のなかで最も有益な関心を引く階級の一時的、かつ普遍的な幸福を促進する果てしない役割を演じるかもしれない」とみていた。しかし、その究極的なねらいとして、ウィットブレッドが「貧民の道徳的・政治的状态を改善することにより、救貧法を廃止すること」を展望していたことには同意できなかった（第3節）。



ウェイランドは、救貧法が「過剰人口や悲惨、貧困による早期の犠牲」をもたらしてはならず、過去に類似する社会の状態にあった時の人口と比べても、現在の人口は少ない状態にあると捉えていた(第46節)。また、過去20年、30年のうちに救貧税が2倍、3倍に膨張したとするウィットブレッドの主張も容認できなかった。ウェイランドは、物価の変動などを考慮すれば、救貧税の極端な増大はないとする『小研究』での主張をもとに、救貧税は「20年以内に2倍どころか、3分の1すら増えることはなかった」(第46節)とまで述べて、救貧法批判の根拠を退けるのである。

他方で、ウェイランドは、救貧法を廃止に導く方法として、マルサスの推奨する予防的妨げを社会全体に普及させることにであると示唆してもいる(第10節)。しかし、予防的妨げが普及して人口が減少した場合、労働の希少性により、高賃金を招く可能性があることを危惧していた。彼は、現在の労働者の平均的な賃金率により、夫婦と2人の子どもを「無理なく養うのにほぼ十分である」とみていた(第7節)。しかし、その一方で「若く活力に満ちあふれ、情欲も盛んで、多額の金銭を持っていて、しかもその〔金銭の〕管理ができない小農民や製造業者」たちの存在も認めていた(第13節)。それゆえ、むやみに高賃金を人々にもたらせば、彼らを怠惰の道へと誘い、不品行と放蕩の習慣を身につけさせるといった道徳的な弊害が生じることを強調するのである(第10節)。ウェイランドは、こうした人間の性質からしても、救貧法の廃止は望ましいものではなく、それによってもたらされる悲惨な状況にこそ目を向けるべきと考えていたといえる。

第二に、貧民の実情を踏まえて、『演説』を検討しようとしたことである。ウェイランドは救貧法の廃止には反対の立場をとったけれども、現行の救貧法制度の修正を試みるウィットブレッドの姿勢には各所で共鳴している。ただし、彼が『演説』を検討する際に何よりも意識した点は、貧民の実情に適っているかどうかにあった。

ウェイランドは『考察』の中で、下層の人々が「慎慮をもって結婚するのに十分な蓄えをするまで独身を維持するという見通しよりも、結婚生活に伴う見通しにまかせて、その生活の愉楽」を選んできた存在であることに着目していた。そして、彼らには「極端に厳密な優美さを期待もできなければ、促すこともできない」として、彼らの道徳的な改善や自立を楽観視することはできなかったのである(第19節)。それゆえ、ウェイランドの目には、ウィットブレッドが『演説』で真っ先に発し、マルサスも『書簡』で高く評価した貧民教育の提案でさえも、慎重に検討すべきものと映っていた(第21節～第25節)。彼は教育、とりわけ宗教教育の重要性は十分に認識していた。しかし書法や算術などの一般的知識の学習が、「最も下品な肉体労働で生計を立てなければならぬ人々にどの程度、自らの定めで満足させ、幸福

にすると考えるのか。またその結果、どの程度、彼らを社会のより善良な構成員にさせると考えるのか」と問うて、その効果を疑うとともに、貧民の教育方法の再検討を促している（第21節）。多子を育てる労働者に金銭的な褒賞を与える提案には、その対象を「6人かそれ以上の子どもを育てた者」から「3人かそれ以上」に引き下げることが要求している（第36節）。これは、労働者が現在の稼得では子ども3人でさえも養うには不十分な状況にある（第7節）とする彼の見通しに基づくものであった。

他方、怠惰な貧民に身分証を着用させる提案を批判する際には、彼は「怠惰の増進を防ぐ唯一の方法は、自分たち自身で適切な備えのできる状況を作り出してきた全ての人たちへの」救済を停止することにある（第38節）として、救済対象の制限も示唆している。また、救貧院の費用問題などから院外救済を認める提案には、孤児や高齢者、虚弱者に対し、救貧院での救済の余地を残していることに反論し、より徹底したものにすることを求めている（第40節）。その根拠は、〔とりわけ高齢者に関して〕救貧院で救済する費用よりも院外救済のそれの方が安価であることや、院外での生活で彼らが味わえる幸福などに言及する『小研究』に依拠するものであった。このようにして、ウェイランドは『演説』の提案を貧民の置かれた状況と逐一照らし合わせながら検討し、救貧法をより現実的に修正していくことを望んでいたと推察される。

ウィットブレッドは『演説』により、救貧法の部分的な修正を試みることで、貧民の道徳的な改善を促し、将来的には救貧法の廃止も展望していた。これに対し、ウェイランドの方は、実務家の視点から貧民の実情に目を向け、部分的な修正の必要性は認めるとしても、救貧法の廃止には反対の見解を示した。まさに、人口法則をもとに一貫して救貧法の漸次的な廃止を説いたマルサスとは対極的であったといえる。周知のとおり、救貧法はその後、新救貧法（1834年）として改正されることになった。すなわち、マルサスやウィットブレッドの展望は現実のものにはならず、ウェイランドのように救貧法を必要とする路線が選択されたのである<sup>9)</sup>。実際に、『演説』での諸提案には、貧民の区別や救貧行政の見直しなど、後の新救貧法の基礎につながる萌芽的な要素も含まれており、『演説』を介して、後の救貧法改革の前段階としての論争がなされていたと考えられる<sup>10)</sup>。とはいえ、ウィットブレッドの『演説』にしても、またウェイランドの『考察』にしても、そのきっかけを与えたのが、マルサスの『人口論』であった史実も看過できない。マルサス自身も、この時期に『人口論』の第3版（1806年）や第4版（1807年）を刊行し、かつまたその前後に『書簡』を相次いで取り交わしてもいた。マルサスは、これらの著作物の中で、自

身の救貧法論に対して集中的に修正を加えており<sup>1)</sup>、こうした増補部から彼の救貧法に対する関心の高さを伺い知ることができる。そして、先述したように、マルサスは『書簡』の追伸でウェイランドを取り上げており、救貧問題を考察する上で欠かすことのできない人物の一人と位置付けていた。それゆえ、ウェイランドの『考察』の全容をここに明らかにすることは、マルサスの思想を基盤として展開された19世紀初頭の救貧法論争を解明していく上で、重要な意義があると考えられる。

なお本訳は柳田と田中の共訳という形をとってはいるけれども、訳出に際しては田中がまず下訳したものを柳田が逐語的に、かつ全面的に点検して完成させていった。それゆえこの翻訳は田中の貴重で地道な努力に負うところ極めて大である。しかし本訳になお見出されるであろう誤訳や不適切に関する一切の最終的な責任は全て柳田にある。

(注)

- 1) ウェイランドの伝記は、*Oxford Dictionary of National Biography* (2004), vol.58, pp.335-6, *The House of Commons, 1820-1832*, ed., by D.R. Fisher, 7 vols, published for the History of Parliament Trust by Cambridge University Press, 2009, vol.6, pp.723-8, マルサス学会編『マルサス人口論事典』昭和堂、2016年、293-4頁を参照。
- 2) 大前朔朗『英国労働政策史序説』有斐閣、1961年、202-23頁、Poynter, John Riddoch, *Society and Pauperism: English ideas on poor relief, 1795-1834*, Routledge & K. Paul, University of Toronto Press, 1969, p.177-185を参照。
- 3) Malthus, Thomas Robert, *An Essay on the Principle of Population; or, A View of its Past and Present Effects on Human Happiness; with an Inquiry into Our Prospects Respecting the Future Removal or Mitigation of the Evils which it Occasions*, The Version Published in 1803, with the varia of 1806, 1807, 1817, 1826, ed., by Patricia James, 2 vols, Cambridge University Press, 1989, II, pp.237-51. [吉田秀夫訳『各版対照マルサス人口論 I～IV』、IV、春秋社、1948-9年、267-91頁]
- 4) Malthus, Thomas Robert, *A Letter to Samuel Whitbread, Esq. M.P. on his proposed bill for the amendment of the poor laws*, Introduction to Malthus, 1807, ed., by D.V.Glass, Watts, 1953, pp.204-5. [柳田芳伸・山崎好裕編著『マルサス書簡のなかの知的交流—未邦訳史料と思索の軌跡—』昭和堂、2016年、220-1頁。]
- 5) Weyland, John, *A short inquiry into the policy, humanity and past effects of the poor laws; and into the principles upon which any measures for their improvement should be conducted; in which are included a few considerations on the questions of political œconomy, most intimately connected with the subject; particularly on the supply of food in England*, 1807, pp. iv-xviii. なお、ここでウェイランドが参考にしたマルサスの『人口論』は第2版(1803年)であった。
- 6) *The Christian Observer*, 1807, vol.6, pp.450-66.

- 7) 松井一磨『イギリス国民教育に関わる国家関与の構造』、東北大学出版会、2008年、101-6、111-6頁。
- 8) 小林は、マルサスが『書簡』で紹介したウェイランドの『小研究』について、『考察』のことを示すと指摘する〔小林時三郎『マルサスの経済理論』現代書館、1971年、223頁〕。しかし、『書簡』の日付（1807年3月27日）から、教区学校法案を取り上げる『考察』であったとは考え難い。むしろ、マルサスが取り上げた著作は『小研究』そのものであったと考えられる。
- 9) マルサス自身は、あくまで救貧法の漸次的な廃止を主張した。貧民の増大に伴う救済の拡大は不可能とする彼の思想は、院外救済の制限などを柱とする新救貧法の成立に影響を与えることになった。しかし、実際の新救貧法行政は、統一的な運営にはならなかった。北部の製造業地域では組織的な反救貧法運動などを背景として、実質、旧救貧法を存続させる形をとった。また、新救貧法行政に着実に移行していった南部でさえも、農業地域特有の季節的失業者に対する救済の必要性などにより、院外救済を得策とみなすようになっていた〔小山路男『イギリス救貧法史論』日本評論新社、1962年、254-6頁、安保則夫著、猪瀬久美恵・高田実編『イギリス労働者の貧困と救済——救貧法と工場法——』明石書店、2005年、47-62頁を参照。〕。他方、新救貧法をモデルとして成立したアイルランド救貧法（1838年）も、1845年に始まるアイルランド大飢饉により機能不全に陥っている。飢饉により増大した貧困者が、救貧院の収容能力をはるかに越え、院外救済を不可欠としたのである。1847年に同法は改正され、一部の院外救済を認めた。1849年には、院内救済が20万人であったのに対し、院外救済は80万人に上った。また、4分の1エーカー以上の土地保有者を院外救済の対象から除外したために、土地を手放して借地農になる者が増加したり、地主が救済の負担を避けようと零細農を追い立てたりするなど、事態はさらに深刻化した。ジョン・ミッチェル（Mitchel, John, 1815-75）は『征服』において「〔救貧法は〕飢饉を救うという元来の目的においては失敗であった。しかし、土地から人々を追い立てて、放り出して死なせるという真の目的には完全に成功した」と批判した〔高神信一「アイルランド大飢饉、1845—52年——文献史的エッセー——」『大阪産業大学産業研究所報』第18号、1995年、59頁、齋藤英里「アイルランド大飢饉と歴史論争——「ミッチェル史観」の再評価をめぐって——」『三田商学研究』第48巻第5号、2005年、118頁。〕。
- 10) ウィットブレッドは、貧民の区分（勤勉な者と怠惰な者）を前提として、諸提案を提示していた。その中で、貧民の道徳的な改善のために「依存的な貧困の格を下げ、常に自立した勤労ほど望ましい状態はない」とする貧民の劣等処遇を基本に据えた〔Whitbread (1807), *op.cit.*, p. 22. 〔柳田・田中 (2015年)、前掲書、73頁〕〕。マルサスは『書簡』で『演説』を検討する中で、回避できない困窮に陥った者への一時的な救済を認めており〔Malthus (1953), *op.cit.*, pp. 198-9. 〔柳田・山崎 (2016年)、前掲書、217頁〕〕、「貧困と困窮」の区別につながる議論を行っている。
- 他方で、課税対象を土地だけでなく、個人財産にも広げる税負担の公平化の提案には、グレート・ブリテン全体に広げる構想があり〔Whitbread (1807), *op.cit.*, pp. 57-70. 〔柳田・田中 (2015年)、前掲書、95-103頁〕〕、従来の地方分権的な救貧行政から中央集権的なそれへの転向も意図していたといえる。この提案に対し、マルサスは反論したけれども、ウェイランドは「仮にこの課税方法がこうした目的を達成できるとすれば、たとえ負担の公正かつ公平な配分をもたらすことから全く程遠いとしても、重要な改善をもたらす」と賛同していた（第32節）。ウィットブレッドの死後、救貧法改革を引き継いだカーウエン（Curwen, John



Christian, 1756-1828) もこの提案を取り上げており、マルサスが『人口論』第5版(1807年)で応答している[渡会勝義「マルサス『人口論』の救貧法への影響——1817年下院救貧法特別委員会報告を中心に——」『マルサス学会年報』第8号、1998年、20-1頁。マルサスのそれへの呼応は、Malthus (1989), *op. cit.*, II, pp. 178-9. [吉田(1948-9年)、前掲書、IV、148-50頁]を参照]。このように、貧民の劣等処遇や救貧法の中央集権化など、後の新救貧法の骨子につながる萌芽的な要素が、『演説』をめぐる論争においても垣間見ることができる。

その他、救貧行政の整備として教区会の複数投票制(財産に応じて票数を増やす制度)を採用する提案は、1818年に現実のものとなった。ウィットブレッドは最大4票としたけれども、現実には最大6票となった。その後、新救貧法(1834年)では、土地や家屋の占有者に限らず、その所有者にも適応し、所有者の場合は最大3票とされた[吉尾清『社会保障の原点を求めて——イギリス救貧法・貧民問題(18世紀末~19世紀末頃)の研究——』、関西学院大学出版会、2008年、215頁、224頁注34]。ちなみに、ウェイランドは「優れた政策とイングランドの政体の信条にふさわしい」提案としてこれに賛同していた(第31節)。

- 11) マルサスは『人口論』第3版(1806年)の附録で、救貧法の効力が「結婚を奨励すること」にあり、「謹厳と節約を阻害し、怠惰と捨て子を助長し、そして徳と罪悪を救貧法がない場合に比べて同一水準に置く傾向がある」として、その害悪を否定していない。しかし、より注意深く精読すると、その効力も疑問であり、「人口の増加を大いに刺激するとは断定的に言うつもりはない」として、救貧法が人口を増加させるとする自身の考えを修正している。また、第4版(1807年)ではこの主張について「事実ならば、本書で主張した救貧法に対する反対論のいくつかは削除される」として自身の救貧法論に明確な変更を加えている[Malthus (1989), *op. cit.*, II, p. 226. [吉田(1948-9年)、前掲書、IV、247-8頁]]。『書簡』でも、救貧法の廃止論は保持するものの、ウィットブレッドの法案について「全体として、わが国の救貧法制度を改善することを計画されている」として、救貧法の部分的な修正を図る議会の改革をある程度受け入れる姿勢を表明している[Malthus (1953), *op. cit.*, p. 204. [柳田・山崎(2016年)、前掲書、220頁]]。

ジョン・ウェイランド『ウィットブレッド氏の救貧法案およびイングランドの人口に関する考察。救貧法の政策、慈愛、過去の諸効果などに関する小研究の補足を意図して』1807年、pp. 65.

#### 凡 例

1. 原文の丸括弧（ ）は、訳文でもそのまま表記している。
2. 原文のダブルクォーテーションは、鉤括弧「」（著作は二重鉤括弧『』）で表記している。
3. 原文のイタリック部は、傍点で示している。
4. 訳文中の亀甲括弧〔 〕の字句は、訳者が便宜上補足したものである。
5. 原注は（ ）、訳注は〔 〕の中にそれぞれ通し番号を記入し、適切な個所に付している。
6. ウィットブレッド『演説』の訳文は、柳田芳伸・田中育久男訳「ウィットブレッドの救貧法に関する演説」『長崎県立大学経済学部論集』第49巻第3号、2015年、49-136頁を用いたが、必要に応じて改訳している。

#### 第1節

有能で政治的に重要な立場にある人々が、私的功名心（personal ambition）に駆られ、下層の道徳的・政治的な境遇を最も改善しうる方法が無償で追求することに自らの時間や能力を捧げるという正義を優先させるなら、民衆からの感謝を得たいという避けられない要求が彼らの意図（favour）となるだろう。たとえ最終的な目的を後世における自身の境遇や、現世における自らがとった行動の全てに与えられる称賛（reward）におくとしても、現実には誰であれ、目の前の同胞が恩恵を受ける計画の成功に非常に強い関心を持たずにはおられない。とはいえ、自らを慈善という公平無私な目的に当てはめようとして、自らの才能が公正に求める一時的な称賛を得ることを慎んできた人々でも、少なくとも十分なまでの理想を享受し、国家からの讚美や称賛というこの上ない感謝にみちた賛辞を受けとることは、全くもって妥当な報酬である。ウィットブレッド氏による2月19日付の救貧法に関する演説<sup>[1]</sup>に傾聴した人やこの報告を注意深く読んだ大半の人々なら、彼〔ウィットブレッド氏〕にこのような称賛を心底に惜しみなく送ることを拒むはずはない。著者は、その〔ウィットブレッド氏の〕全般的な貢献への称賛をいささかたりとも控えさせようという思惑など毛頭ない。著者は、本冊子の表題で言及されている著作<sup>[2]</sup>において、その法案がよって立つ政策の原理について詳述するほんの少し前に、そ

の法案のなかにみいだされる多数の実に現実的な改善に関わる概要を公にしたにすぎない。

## 第2節

この著作は確かに、本冊子で取り上げられている法案よりもさらに多くの事例を扱った。とはいえ、きわめて慎重かつ丹念にこの法案を考察した結果、後者〔法案〕は達成できる善には届かないように思われ、ウィットブレッド氏の提案したねらいもまた、その善〔の域〕を越えているように思われるのである。著者は、この所見を思い切って披瀝するつもりはさらさらしない。たとえ人々より『小研究』に寄せられる賛同が、人々の実際的かつ理論的な知識があるゆえに、その公平無私な推論を形づくると大いに予測されるとしても、その諸原理に横たわっている正当さに大きな信頼を与えることはない。その著作で示したことが十分に遂行されていないのに、それら〔の諸原理〕が害されるかもしれないなどと著者はどうして思おうか。著者は匿名の刊行物を不首尾に終わらせはしたけれども、著者の知識がもたらすかもしれない利点でも害悪でもない性質を有している本来具備している長所による偏見のない判断から導き出される考察によって高められる信頼に間違いなく気づくにちがいない。

## 第3節

ウィットブレッド氏は自身の〔法案での〕ねらいを、貧民の道徳的・政治的状态を改善することにより、救貧法を廃止させることであると述べている<sup>(3)</sup>。この目的のために彼が提案する方法は種々様々であり、また期待される結果は、実施できる望ましい程度でのものですら全く不十分と予想されるけれども、おそらくはいくらかの改善を施せば、民衆のなかで最も有益で関心を引く階級の一時的で、かつ普遍的な幸福を促進する果てしない役割を演じるかもしれない。とはいえ、我々は上記の方法へいくばくかの考察を加える前に、(もしできるのならば、) 救貧法を廃止させることが、もとより、究極的なもので全くもって完全に中断を意図しなければならぬものだとしても、本当にどれほど望ましいことであろうか? そのゆえに、この結果が何らかの改正を代償として、貧民の道徳的・政治的状态に深刻な悪化をもたらすはしないのかどうか? について、よくよく考えてみるのが肝要である。

## 第4節

『小研究』第2章および第3章での主張は、(わが国へのマルサス氏の原理の適用

に反して）我々が未開状態から出現して以来、土壌での栽培を条件とする食物事情や実際の労働需要に一切言及しないまま、過剰人口（redundant population）が絶えず我々の幸福と生活に必要とされてきたことや、またその必要性が現在、目に見えるほどに明らかであることを立証した。著者よりはるかに有能な判事による偏りのない見解によれば、こうした事実の証明は上記の両章で、ある程度の成功をもって達成されている。その見解は公平な観察者（bystander）として何度も耳を傾けることに満足感を覚えた。『小研究』全体は実際、こうした人々〔判事〕に、とりわけイングランドに、あるいは同様の社会の状況におかれた国々に適用するマルサス氏の『人口論』の該当部分に、公平かつ妥当な応答をすることを認めてきた。イングランドの気風や現在の社会状況では、一般的な福利に対する損害を埋め合わせることなく、救貧法<sup>(1)</sup>が過剰人口と国家の繁栄を守ることのできる、ただ一つの方法とみなされてきた。そして、この間に、国家の産業と繁栄を害する傾向を有するあらゆる対策は、概して個々の美德や幸福に等しく致命的な打撃を及ぼすことを証明する何らかの議論を無に帰すことは、全く不適切だろうと理解されている。

## 第5節

〔『小研究』の〕第2章第35節で、「人口の大量供給で貧困に陥った国は、つぎの2つのうち1つを実行しなければならない。すなわち、結婚しようとしまいが、あらゆる人に、早期の結婚によって促進される大家族を扶養するのに十分に高賃金を与えなければならないか、もしくは実際に大家族を持つ人に、平均賃金率に達しない必要なある金額を支援する見通しを付かせなければならないかのいずれかである。というのも、彼の労働にではなく、彼の家族の規模に応じて労働賃金を支払うことを提案することなどできないからである。」<sup>(4)</sup>と述べた。つづく3つの節では、たとえその3つ目の提案を実施することができたとしても、扶助は専ら大家族を持つ賃金労働者に与えられる、すなわち、大衆ではなく、雇用者から今もなお公益（public interest）が著しく害されることになっていることを明示した。

## 第6節

この3つの立場のうち第1の立場を採用すれば、明らかに国家の繁栄を損なうばかりでなく、現在、適正な欲求をはるかに超える収入があるにもかかわらず、若く思慮を欠いた未婚の男性に、稼ぎの残りで一週間のうち、さらに2、3日、酔いつぶれて騒ぎ立てることを認めてしまい、即座に全く節度のない悪徳や放蕩への便宜を促すことになるだろう。もしも、人口を減少させるに際して予防的妨げ（preven-



tive check) を実行するか、あるいは賃金を評価するという不条理な方法のいずれかによって、家族を持つと持つまいと、労働者がふさわしくない扶助を受けることなく、何人かの子どもを扶助するのに十分に高い金銭を稼ぐことができるほどまでに、労働の一般価格が相当高く引き上げられるのならば、上記は不可避免的に現実のもの (case) になるに違いない。

## 第7節

『小研究』第4章の第5節、第12節にも出てくるように、イングランドの現在の平均賃金率は労働者が自分と妻、2人の子どもを無理なく養うのにほぼ十分なものである<sup>〔5〕</sup>。この主張はさらなる証拠によって裏付けられるかもしれない。以下の考察は、あらゆる貧民の家族が実際に調達しうる必需品の諸品目の正確な説明をするものではない。その国の一般的な改善を考察する際に、ある方法あるいはその他の方法によって、あらゆる繁栄と改善の根因 (fundamental instruments) である階級の人々に厳密な正当性をもって提供されるべき品目の説明を含めることに向けられる。もとより、全く同じ見立ては、小麦パンが一般に消費されている国の地域 (parts) に適用できる唯一の方法である。しかし、同様の性質を有する見立ては、別の地域にも適用できるだろうと理解される。なぜなら、賃金の額は、貧民の日常食 (usual food) の価格と同じ通常の割合をうけるからである。それゆえ、優れた政策 (good policy) としては、周囲の近隣住民の全般的な改善とともに、その食物を質の面で改善すべきことを求める。つまり、単なる食物の合計は、(平均して) 週に一人あたり半ペック [4クォート、4.4リットル] 相当のパンのかたまりに等しいと言われる。その手当は当然ながら、貧民の家族が平素食物を提供する最も経済的な手段に関してなされるあらゆる見積もりときわめてぴったりと符合する。

小農民、その妻、2人の子どもの〔家族の〕年収と支出、パン価格4ポンドのパンの塊を1シリングとしての見積もり

### 週間支出 (Weekly Outgoings)

食物 1かたまりのパン半分 1人につき2シリングとして。…………… 8シリング  
 ろうそく半ポンド 冬季と夏季の平均 1人につき1ポンドで10シリングとして。  
 ……………… 5ペンス  
 スープ 半ポンド 1人につき1ポンドで10シリングとして。…………… 5ペンス  
 紅茶 1人につき1オンスとして。…………… 4ペンス

砂糖 4分の3ポンド 1人につき1ポンドで8シリングとして。……………6ペンス  
 バター 1人につき半ポンドとして。……………5ペンス  
 2人の子どもの教育 『小研究』で示した制度に従い、費用を半分とする。  
 ………………3ペンス  
 週間支出に1年間52週をかけた総額……………26ポンド17シリング4ペンス

年間支出 (Yearly Outgoings)

男性の衣類……………1ポンド10シリング  
 女性の衣類……………1ポンド  
 2人の子どもの衣類、1人につき10シリング……………1ポンド  
 薬や他の避けられない費用 1人につき5シリング……………1ポンド  
 地代……………2ポンド  
 燃料……………15ペンス  
 災難、悪天候などの時間的な浪費……………1ポンド  
 総費用……………35ポンド2シリング4ペンス

次の事例では、小麦パンを貧民の日常食とする国々の労働者とその妻の公正でかつ平均的な稼得であると推定される。特別でかつ突発的な労働需要は、2、3の地域で賃金の一時的な上昇を引き起こすかもしれない。しかし、働き手に対する需要の増加と、雇い主と使用人における利害の一致はほどなく、この国の他の地域の平均的な水準にまで賃金を引き下げるのに足る〔労働〕供給をもたらすであろう。

家族の稼得 (earning)

労働者本人とその妻の稼得 週あたり13シリングとして。……………33ポンド16シリング  
 農繁期 (harvest) のための追加的な稼得 ………………2ポンド  
 総収入……………35ポンド16シリング  
 総費用……………35ポンド2シリング4ペンス  
 労働者本人とその妻、2人の子どもの構成された家族の稼得の超過分  
 ………………13シリング8ペンス

新たに生まれた子どもの各々が家族にもたらすことになる年間費用

食物 1週間につき2シリングとして。……………5シリング4ペンス  
 衣類……………10シリング

薬剤その他.....	5 シリング
他の品目の量的な追加.....	1 ポンド
子どものために追加される年間の総額.....	6 ポンド19シリング

しかし、新たに生まれた子どもは皆、妻の労働で得た稼得の一部を消失させ、家族の収入から差し引かれる。我々は、労働者本人とその妻、3人の子どもで構成する家族の場合、その稼得を上回る年間の費用が8ポンドで、4人の子どもなら16ポンドを越えると優に想像できる<sup>(6)</sup>。それゆえ、仮に子どもたちが有益になるまで育ったのなら、その不足分や健康の問題は公（public）によって補われるに違いない。一般的な大きさの小屋の庭では、こうした費用をいくらか削減するとは到底思われないであろう。しかし、大きな庭や果樹園、小さな畑地を有する少数の小農民（peasant）は確かに、前の例で公によって提供されねばならないものの多くを提供する。

## 第8節

ウィットブレッド氏は、教区の扶助を受けることなく大家族を養った多くの労働者たちをベッドフォード公爵の農業会合（agricultural meetings）で与えられる褒賞を求める者（claimants for the prizes）に該当するとみなした<sup>(7)</sup>。しかし、その状況は教区扶助以外の全般的な繁栄を妨げることにはならない何らかの褒賞によって、小農民の多数が等しく有能となるか、あるいはそのようにできるというあらゆる推測や可能性に反して、そう結論づける正当な根拠を提供するとは思われないのである。大半の村落では、地方の事情によって、少数の労働者は他の労働者よりも幸運だと理解したかもしれない。彼らは大規模な庭園、果樹園あるいは畑地、親切な友人あるいは寛大で気前のよい主人に恵まれるかもしれない。そして、彼らの支援と自らの勤労とが結び合わさって、彼らは教区扶助を受けることなく、大家族を養ったかもしれない。なんらかの非常な徳目を発揮してきたとは夢にも思わない上記の人々であっても、こうした利益を享受することに関しては、提案された褒賞に関心を寄せた。この褒賞はおそらく、こうした利点がなくとも、同じように勤勉に精を出してきたにもかかわらず、それらの代わりに家族のために公からの扶助を受けてきたさほど幸福とは言えない同胞の何人かにより公正に与えられてきたかもしれない。

## 第9節

ウィットブレッド氏は演説の中でこうした褒賞を求める者と意見を交わした際、彼ら〔褒賞を求める者〕は自分たちがわが子たちを育てえた何らかの方法に関して、自分に伝えることはできなかつたし、おそらく彼自身も知りえなかつたと語つたと報告している<sup>[8]</sup>。貧民の事情に精通している人々なら、自らの生活手段に関するこの想定される貧民の無知を、至上の絶対的な確信に置き換えはしないであろう。しかし、もっとも次のように想像できはする。すなわち、彼ら自身をその時代の英雄として持ち上げ、あらゆる善と称賛すべき資質において、隣人に対する大きな優位性を賛美すれば、彼らがその魅力をなくしたり、自ら自画自賛する（praised for great superiority）長所をどんなにすぐれた勤労をもはるかに越えた神の摂理（Providence）がもたらした利点を偶然得たに過ぎないものにまでその価値を引き下げたりしようなどはまるで思いもよらないだろう。とはいえ、上記のような事実から、小農民は概して、教区の扶助を受けることなく<sup>(2)</sup> 6人の子どもを持つ家族を養うことができ、彼の受け取る金銭が最も質素な食物を辛うじてもたらず食料（supply）すら彼ら〔子ども〕に与えることができないことを証明する厳密で、かつ疑いの余地のない算術的推定に反すると論じるのは言い過ぎである。

## 第10節

このように、貧民の境遇の何らかの変更が救貧法の廃止をもたらす唯一無二の可能性のある方法は、予防的妨げのこうした普及に起因するに違いない。（仮にあらゆる時代、あらゆる国の経験に反して、最下層の人々の間に広く予防的妨げを普及させることができるとするならば、）労働不足が労働価格をその国の通常の賃金で労働者が大家族を養えるのに十分足るほど引き上げるまで、継続的に人口を減らすことになるだろう。大衆の勤労に対する破滅的な妨げの導入を招かないその実行や、労働価格の上昇で生じることになるあらゆる商品の価格の騰貴による好況（prosperity）によって、救貧税（poor rates）という形で、現在専ら大人数の家族の家長（fathers）に支払われた金銭は、賃金という形で少人数の家族の家長か、あるいは家族のない人々に等しく行き渡ることであろう。すなわち、経済的な観点からすれば、ごくわずかな利益も加えることなく、現在支払われている金銭の総額を倍加させるに違いない。それでも道徳的な効果がさほど促されることはないであろう。というのも、追加された金額は、相対的に教育を受けていない者に支払われるに違いなく、たとえ人生の初期〔若いころ〕に最高の教育を受けたとしても、多額の金銭を持つことから生じる怠惰への誘惑に耐えられなければ、若く、活動的で、社会



への奉仕に用いるのに最善と判断され、最も切望される労働の大半が失われることになるであろうからである。また、現行の不完全な救貧法制度の下で生じるものよりもはるかに深刻な悪徳と悲惨を多く招く人生の初期〔若いころ〕に、不品行(irregularity)と放蕩(profligacy)の習慣をまぎれもなく、身につけてしまうに違いないからである。

## 第11節

上記は何よりも先行して起きる結果となるであろう。しかし、労働量の減少によりこの国にもたらしうるより少量の商品と、その結果生じるあらゆる製造業に、とりわけ土地の農産物に降りかかってくる価格の上昇は、完全に中断されていたその生産をほとんど再開するであろう他の国々の人々との釣り合いを完全に失うほど、その価格を引き上げるであろう。そして高賃金で雇われた人口に代わって、我々は現在、全然雇用されていない人口を抱えることになる。こうした不幸による道徳的・政治的な結果を長々と論じるまでもない。すなわち民衆や個人の幸福がまもなく完全に潰えてしまうことを、つまり飢餓や悲惨はあらゆる下層の共通の運命となり、より高い階級の人々は同胞である臣民の救済に財産の残りを割り当てたら、ほとんど同じ水準まで身を落とすことになってしまうことを示すまでもない。この悲惨が深刻化することにより生じる当然の結果は、まず人口の減少、ひいては人口のほぼ完全な絶滅ということになるであろう。

## 第12節

しかし、何人かの人々は、若者がそうした気持ちに傾くのなら、結婚期または老齢期に備えた金額を貯蓄する能力を持っていると発言してきた。その答えは、まさにそうだ！ということ、そしてその能力が一般的に使われれば、我々に何が起きるのかについての実に公平な判断を下させてくれて、無慎慮(improvidence)への刺激が今なお、さらに大きくなるはずだということである。実のところ、この方策は財布にあふれんばかりのお金を男子生徒に与える両親の方針と比べても、それほど堅実ではないであろう。すなわち、彼は青年期または老齢期への備え(provision)として、その基金を受け入れ、複合的な利益を引き出すかもしれない。仮に〔彼が〕お金を浪費した場合、両親は将来彼の身に切迫してくるに違いない緊急事態への備えとして蓄えるのである。

### 第13節

若者または扶養家族のない者の間では、救貧法は実定法化(positive enactment)により、その作用が抑制されるという冥加の至り(great blessing)になるだろう。そうすると、ここでウィットブレッド氏の法案は十分ではないとみざるを得ないのである。この見解に賛同するさまざまな議論は、『小研究』第4章の第7、12、13節で詳述された所論でも同様で、そこでは適切な救済が指摘されている<sup>(9)</sup>。また、ウィットブレッド氏の演説のどの部分にも、以下のことは一言も触れられていない。すなわち、[そこで展開されている]議論のいずれかが完全に無効になった時には、それらが避けられない不運、すなわちその地位の正当性もしくは慈愛から生じるものであるとはいえ、有害な貧困はおそらく一様に、その境遇の報いあるいは無慈悲を伴って、法的な救済を受ける資格を与えられるという見解のほかには主張することは難しいであろうということである。貨幣の貯蓄に関しては、下層の間にその習慣がないために、貯蓄を非常に嫌い、怠惰で酒におぼれ、不規則な労働をしている者も同様であることは明らかである。それでも、若く活力に満ちあふれ、情欲も盛んで、多額の金銭を持っていて、しかもその[金銭の]管理ができない小農民または製造者は、必然的に有害な習慣を身につけるに違いない。その習慣は、その人に貯蓄に関するあらゆる心得を持たせないようにするだけでなく、この先、家族を支えることができるあらゆる種類の勤労の能力をほどなく奪うことになるに違いないことは否定できないであろう。もしもいま現実にあるこの害悪の程度を制御し、その害悪の将来的な増進(progress)また増大(increase)を防ぐための規定を含めなければ、いま述べたことは現実のものとなり、そうなれば確実に貧民の境遇を改善する計画にほころび(defective)が生じてくるに違いない。

### 第14節

大人数の家族に関わる法律の実施に話を戻そう。各夫婦が2人の子どものみを育てるのなら、また皆が結婚するのなら、人口は一転停止(stationary)を維持する。この時、やむを得ず、独身をつづける人はどのくらいいるのか。また小農民の賃金で、たった2人の子どものみを育てることができるのかを考えてみなさい。そうすれば、許容できる推測において、公益が既婚の小農民に養育を求めることになる子どもの数のみならず、その[養育の]目的で彼を扶助しなければならない外部の基金がいかに必要となるのかも考えられるかもしれない。

## 第15節

それゆえ、イングランドではなお一層、その厳しい季節にさらされ、その国益(interest)が小農民の大多数に大家族の養育を求めるような高度に文明化した全ての国では、救貧法のような制度は、より大きな害悪を併発させずに、その目的を達成できる唯一の手段である。なぜなら、救貧法だけがそれを求めない人々の有害な干渉を受けることなく、また、不可避に生じるだろう一時的か、永久的な破滅をなすこともなく、必要な扶助を求める人々に与えるからである。しかし、ウィットブレッド氏の公言したねらいは、救貧法を廃止させることである。すなわち、救貧法に終止符を打つことである。そして彼は、優れた教育の恩恵の全般的な普及によって、すでにそのようになった〔救貧法に終止符を打った〕スコットランドに言及することで、自分の企図を裏付けている<sup>(10)</sup>。著者は、スコットランドの救貧法の現状とはずいぶん異なった話として考察してもらうよう望んでいる。なぜなら、彼〔ウィットブレッド氏〕が救貧法の現状に関して同様の説明を施す2つの国〔イングランドとスコットランド〕の法律は決して同一ではないからである。すなわち、おそらく王国の地域的な相違のために、救貧法の実施に違いが生じているのである。しかし、著者はこの問題に対して最善の知性をもって慎重に考えてみたとき、(ウィットブレッド氏ほど権威のある方には失礼ではあるが) 次のように思わざるを得ない。すなわち、決して廃止されていないスコットランドの救貧法はまさに行動の第一歩にすぎないこと<sup>(3)</sup>、より多くの人里離れた村において、その状況は近年ほとんど変わることはなかったけれども、エリザベス救貧法の成立以前の我々と同じく、すなわち我々がほぼ同じような進歩の状況にあった時のように、貧民は自発的な寄付で扶養されていること、しかし、製造業やより改善された地域でも、我々と同様の原理が採用されること、たとえ運用に違いがあるとしても、スコットランド人は我々に厳格な注意が欠けていたという悲しい結果に目を向け、膨らんだ総額の配分や適用に対して厳密に注意を向けたことである。それゆえ、〔スコットランドの〕救貧税はより低いのである。それは富裕と繁栄の状態になって出現するのではあるけれども、人民の生活方法がより単純なことから、またある程度、確かに優れた教育があるお陰で、おそらく、総額は主として大規模な家族や親のいない子どもたちを扶助するという真つ当な目的で支出される。

## 第16節

しかし、もしもスコットランドが大躍進を遂げ (the larger strides it promises)、富 (riches) と奢侈 (luxury) の一般的普及にあずかる前に、若者の怠惰を防ぐた

めの別の妨げが導入されないなら、（この若者は優れた教育を受けているにもかかわらず、奢侈品<sup>(4)</sup>の増加とともに、大衆からの将来的な扶助を期待して、徐々に勤労を軽減するに違いないけれども、）貧民と救貧法の置かれた状況は現在の我々の状況と同じになると予測するのに間然する所がない根拠がある。それゆえ、スコットランドには、我々の警告をこれまでもまして受け入れて然るべきである。『小研究』の第4章第13節において推奨した規定は、わが国の救貧法と結び合わせることで、この規定が防ごうとした害悪をその発生前に未然に防ごうと目論んでいる。このようにして、困難で危険な極みに達すれば、相当な厳しさをもって正さねばならない困難な貧困に進んで備えるのである。それはいつしか確実に我々の仕事になるに違いない。

### 第17節

前の節での考察は、およそウィットブレッド氏の法案に対する反論を記したのではなく、彼が公言した目的への反論を記したにすぎない。法案そのものに関して、その成功を願う者は〔法案の〕検証により、小農民が扶助を受けることなく、大家族を養うことができるのか、あるいはそうした家族とともに老齢者への規定を除外できるのかという何らかの方法を示さない限り、救貧法を廃止させるという提案された目標には到底及ばないと諸手を上げて（glad to）認めてくれるであろう。この法案が、小農民をこうした大家族の父になることを防ぐという結果を導くこともない。〔法案の〕規定の多くが、貧民の境遇をよりよいものにするを企図している。それゆえ、この法案には幸いにしておそらく多くの支持者がいたのであろう。しかし、彼らは、その企図がなければ、法案に反対したのであろう。以上の考察の主旨は、以下のことを示すことにある。すなわち、もしも誰かが大家族に関する法律を実施することで、本当に救貧法を廃止させるように改正を試みるなら、その人たちは総じてその国に、とりわけ貧民に深刻な被害をもたらすことになるだろう。ただその一方で、小規模な家族、あるいは家族を持たない若者にみられる怠惰を助長するという法律〔救貧法〕の運営を無効にするために、この規定をより良いものにしようとする人々は、大衆や個人に公平な恩恵を与えるであろうということである。

### 第18節

我々がウィットブレッド氏の法案の各規定に手短な検討を進める前に、もう一つの考えが思い浮かぶ。大家族の子どもたちを育てる自立的な手段を与えることで、



賃金の全般的な上昇が各々の大家族に与えると考えられる幸福の見通しは、政治的な不都合からある人の眼中からそれるかもしれないし、即座に若者や未婚者の間に、そしてその結果として、最終的には社会全体に〔幸福を〕相殺する悪徳と悲惨をもたらすかもしれない。すなわち、彼らは進んで危険を冒すようなことがあるかもしれないのである。それゆえ、予想されるこの幸福の顛末 (accession) を分析しよう。あわせて、その見解が往々にしてその幸福を受け入れるに相当するものなのかどうかも見てみよう。寛大な人 (generous mind) は、別の事例を論ずる際にも、その注意を向けた対象の感情と願望のうちの良い方を判断しうる同様の状況での見解によって、どうしても考えがちである。その結果、〔その見解に〕全面的に依拠するのなら、合理的であるばかりか、親切でキリスト教の精神に満ちあふれた実行となるのである。しかし、我々は時に、この実行を効率的に進めるために一つの立場に立って (我々の持つ習慣や状況に特有の感情や思想をもって)、正反対の一連の見方を思念するのは不十分である〔満足な結果は得られない〕こと、すなわち、この実行は明らかに我々を極めて深刻な誤りに導いてしまうことを忘れがちなのである。我々は、自分の鼻と同じ匂いを嗅ぎつけるように努力することで、野原で野ウサギを追いかける猟犬の本能をもっともな喜びの判断にしようと試みるのかもしれない。他者の実際の境遇や感情を判断するには、我々はできる限り、他者が受け入れたあらゆる思想に対する自身の所見を排除しなければならない。我々があえて判断しようとする境遇にある人に関わる見解を彼ら〔他者〕のなかに吹き込むという依然として難しい仕事に取りかからなければならない。なぜなら、この世の幸福または窮乏 (evil) は主に、我々に降りかかり、我々が受け入れてきた習慣に及ぶのであって、通常、善とか悪とかと言われるものの相対的な割合に依存しているように思われるからである。優美さや上品さを兼ね備えた者が、恐怖や苦痛、嫌悪感を抱きながらこの世を去るという状況にあるのに、貧しい煙突掃除人は食事をし、酒を飲み、心躍らせ、楽しみや幸福を過度に味わうことであろう。

## 第19節

上記の小農民たちの幸福もまた同じである。もっとも、彼らは、大家族〔を抱える〕という圧力からある程度、我々の想像以上の大規模な教区救済による扶助を受けており、救済に頼るよりも命を落とした方がましなのであるが。彼らは冷遇されるわけでも、ましてや悪意に満ちた視線で浴びせられるわけでもない。知られるように、彼らの境遇は怠惰からではなく、家族の規模から生じる。すなわち、自らの労働の怠慢からではなく、労働〔需要〕の不足から生じる時には、彼らの扶助の必

要性は避けられない。それゆえに非難すべきではない。彼ら自身の評価を貶めることではないのだけれども、また彼らの隣人や仲間たちを貶めることもなく、彼らは被害者だともみなせない。なぜなら、彼らの心や体はわずかな傷も受けていないからである。すなわち、もしも、この主張にわずかな例外があるとすれば、この法律の若干の極めて些細な改善によって、まもなくあらゆる耳障りな感覚から解放されることだろう。彼らの状況は彼ら自身の選択であることを、すなわち、彼らが慎慮をもって結婚するのに十分な蓄えをするまで独身を維持するという見通しよりも、結婚生活に伴う見通し（chances）にまかせて、その生活の愉楽を選んだことも決して忘れてはならない。加えて、彼らが社会においてこの難しくない方法で自由な選択を享受する階級であることも決して忘れてはならない。ある国家の下層の間に、極端に厳密な優美さを期待もできなければ、促すこともできない。我々の間では、自立に関わる空想的な考え方を彼ら〔貧民〕の心中に吹き込むことよりも、彼らに他の国の貧民における物質的な幸福に対して相対的な優位性があるという事実を説明するか、あるいはまた彼ら自身の過去の事実を説明することの方が、より一層有益なことになるであろう。もっとも、その空想的な考え方の骨格にしても、決まりきった当然の習慣にしても、称賛したり、享有したりできるものではない。「私は叫んだ。私に十分なパンと自立を与えよ！」は、困窮した開明的な詩人<sup>(11)</sup>から発せられた極めて妥当な叫びであった。しかし、啓蒙されていない小農民に許容できる十分な恩恵は何よりも、彼の幸福にいつそう心地よく、満足のいくものなのであって、おそらく後者〔の自立〕がもたらすことになる生き生きとした感覚ではない。非常に破滅的な災難がどうやって人々に真の愉楽を与えるというのか。その人々は物事の本質（nature of things）や人間の関心事の性質（constitution of human affairs）から、自立の恩恵、すなわちあらゆる制約からの解放という病的で空想的な考えを自らの心の内に植えつけるというより、他のものを調整する自主的な行動の大半をあきらめるに違いない。

## 第20節

ウィットブレッド氏が（彼は善良な心の持ち主であるゆえに、最も好意的な視点で貧民の境遇を見ることができていないけれども）わが国で現在のように非常に大きな愉楽や幸福を決して享受できていないことを認めていることに耳を傾けること、このことが心から満足感を覚えることであった。この容認がまさに〔法案に見られる〕特有の価値なのである。わずかな証明も、ほんの少しの根拠もなく、この問題に関する不当な比較に没頭してしまい、論拠や事実の代わりに暴言や非難を発する

人々の習慣は手におえなくなる。そうでなければ、上層の人々の精神とイギリスの政体（constitution）の精神の双方が、貧民の福利や、無味乾燥な幸福にあらゆる面でより実際的な追加を行おうとする原理をより高く評価する。明らかにその幸福を増大すると予測されるウィットブレッド氏の多くの公平で（liberal）開明的な規定は、どうしてわが国や人類へのあらゆる支持者の支援を受けずおれようか。必要と考えられるであろう個々の変更を順次刊行された法案の報告の中に挙げられている規定の順に俎上にのせていこう。

## 第21節

何よりもまずは、教育である。わが国では、こうした若干の教育を身につける機会を貧民の集団全体に与えるという便宜に関する見解は唯一無二であり、現世（this world）での満足と幸福の手段や、来世での永遠の救済の手段を彼らに保障することにつながるかもしれないと理解されている。こうした方法の一般的な有用性は、『小研究』でも十二分に述べたところである。宗教および道徳についての基礎的な書物〔教科書〕の音読と、そのある程度の練習を指導することは、貧民を神への義務の正しい見解、隣人に対する自分のおかれた立場の特有の義務へと導くための適切かつ満足のいく手段になるように思われる。しかし書法や算術<sup>(5)</sup>の一般的な知識が、最も下品な肉体労働で生計を立てなければならない人々にどの程度、自らのために満足させ、幸福にすると考えるのか。またその結果、どの程度、彼らを社会のより善良な構成員にさせると考えるのかという、もっともな疑念を抱かれるかもしれない。上記の効果があることが示されなければ、最下層の人々の中に道徳と美德〔の量〕を増やすとするどんなに言い立てても、こうした知識のより多くの普及を魅力あるものにするにはできない。それゆえに、ウィットブレッド氏が非常に強調するベル博士とランカスター氏の教育計画の導入<sup>(6)</sup>は、おそらく完全なまでには望ましいものではないのかもしれない。その上、多くの子どもたちが同じ学校に参集することが教育方法の神髄であるので、物事の自然の成り行きからすれば、大都市や大規模な製造業のある村に限られるに違いない。1つの部屋に300人または400人の子どもたちを集めることは、わが国のいたる所で、その子どもたちの中の何人かに毎日9マイルか10マイルを歩かせる必要性が生じるだろう。しかし、自然の成り行き、ないしは貧民の気質を知る者なら誰でも、おそらくは（たとえ仮にそうすることができるとしても）こうした状況におかれた子どもたちに何らかの規則正しさ（regularity）を伴うとは考えることができないであろう。

## 第22節

教区学校 (parochial schools) を管理するための法案〔教区学校法案〕<sup>(12)</sup>にみられる諸条項は、地方の教区に非常に広範で、しかも高い費用がかかる計画にそって設けられているように思われる。しかしそれらの条項の多くは原則として根本的に間違っている。なぜなら、それらの条項に沿えば（非常に高い費用で）教師 (masters) や女教師 (mistresses) により、その〔教育の〕義務の遂行に対するあらゆる注意や行動を奪い、子どもを持つ両親からの不断の精勤 (regular attendance) に対する主要な刺激、すなわち学校教育のわずかな金額を支払うための刺激を奪ってしまうと推されるからである。また、これらの規定で教会あるいは市民のいずれかの社会の上層による一定の定期的な学校監督制度で、上記の欠陥に備えることもできないからである。これらの悪い諸結果には必然的に、子どもたちが無料で教育されることになる学校に対し、定額の給料を得る校長 (schoolmasters) の任命を伴うに違いない<sup>(7)</sup>。このことは、仮に著者が今なお信用に足る道理とみなしてきた以上にそれらの条項に誤りがなければのことであるけれども、学校の設立に関する様々な特徴が議論されている『小研究』第4章第34節、並びにそれに続く諸節での議論<sup>(13)</sup>やそれに類似した所論において、完全に証明されているように思われる。

## 第23節

治安判事 (justices) の合意を得て許可される牧師 (ministers)、教区委員 (churchwardens)、貧民監督官 (overseers)、教区会 (vestries) に、また以上が不在の場合には、治安判事に土地の購入、教室用の適切な建物の建設などを行うために、毎年1ポンドにつき1シリングを越えないいくらか〔の課税〕を命じる<sup>(8)</sup>ことは、教区のあらゆる課税できる財産の実質年価値に基づいて（男女の教師の給料を除いて）この法案の上記の条項を採用する理由を説明するために、公金の横領、課税評価に対する不正、すなわち唯一の原因となりうるものに対する十分な注意の欠落に門戸を開くことになるだろう。まず、上記の〔教室用の建物の〕建設は、地方の村落には全く不要なことだろう。そこにある心地よい小屋の休息室 (common room) は（その部屋は、生徒の数によって男性教師 (schoolmaster) が賃借りしたかもしれないし、校長 (head) によって適切に支払われたかもしれないが）子どもの数を維持するには十分なほど非常に広く、その小屋との距離は子どもたちに規則的な出席 (attend regularity) も可能にするのである。住まいを貧民の門戸にまで広げなければ、教育の一般的な普及はあり得ないことを決して忘れてはならない。それゆえ、教室の数が、その大きさよりもはるかにずっと重要なのである。こうして



この事実は、有給の教師や女教師が住むことになる建物の新設に関する漠然としてかつ乱雑な権限に反論する極めて説得力のある2つ目の根拠となる。

## 第24節

ついで、法案の立案者 (framer) は、課税できる財産 (rateable property) の実質年価値に基づき、年間1ポンドにつき1シリングという金額を十分承知して、算出しているであろうか? という点である。『小研究』第8章第18節において、すぐれた権威 (good authority) に拠って、救貧法によって現在課税された金額、すなわち400万ポンドは、現在課税された財産の実質年価値において1ポンドにつき2シリングの課税に匹敵すると明言されている。それゆえ、個人財産の課税が救貧税に取って代わるものであると提案しなければ、法案のこの規定は、むしろ貧民救済のために集められた現在の〔救貧税の〕総額の半分の金額、すなわち年間200万ポンドの金額に等しい課税の権限を与えるか、むしろ強要するかである。ただし、目的を達成するために十分な数が定められた場合、それに要する金額が50万ポンドを下らない男性教師と女性教師の給料や、当然ながら書籍の購入などを除いてである。以上の結果、現在膨張している〔救貧税の〕総額を半分だけにするために、提案されている個人財産への課税を見積もるとすれば、年間350万ポンドの救貧税がその追加する計画を完了するまで<sup>9)</sup>に課されるであろう。それに給料のおよそ半額の永久年金 (permanent annuity) や修繕費 (repairs) もある。これは、仮にその議論がこれまでに有給教師の制度や無償教育の有効性への反論を提示していたとするならば、それが当然生じていることに気づかないような利点を探し求める場合には、当然のことながら何らかの根拠を持っている。

現在、課税されている土地の上に建てられる学校に1シリング課税する

.....200万ポンド

上記の目的で、現在財産 (property) に課せられている金額の半分と見積もった、提案されている〔課税対象とされている〕個人財産に1シリング課税する

.....100万ポンド

給料などに対し1シリング課税する.....50万ポンド

小屋の建設に現在されている財産への税額1シリング課税する.....200万ポンド

課税を提案されている〔課税対象とされている〕個人財産にも同様に1シリング課税する.....100万ポンド

合計 650万ポンド

しかしこうした〔課税〕制度は、わが国における一般教育の総量をかなり減らすであろう。というのも貧民のためのいかなる民衆教育制度の確立も、今まさにその目的のために個人が行っている多くの努力に対し、瞬時に終止符を打つであろうからである。もしも民衆の〔教育〕制度が良いものであるのなら、この結果は残念なものとはならないであろう。なぜなら、私的慈善（private benevolence）が現在まだ行き届いていない別の道へと方向転換するからである。だが、民衆〔教育〕制度の効果がないと証明された場合、個人的な施し、あるいはその制度そのものの尽力にもよって、大きな害も貧民がすでに修得した教育の部分の喪失を防ぐという結果になるのは明白である。

## 第25節

それゆえに、もしも法案で詳しく述べられた教育計画に巨費を要するのであれば、その恩恵もまた疑わしいものになるように思われる。『小研究』の第4章の第40節および第41節に盛られた計画の概要<sup>[14]</sup>に立法府（legislature）や民衆の注意を喚起することを出過ぎたこととは思われぬよう切に願う。その計画の概要は、少なくとも同様の反論を免れ、より単純でかつ安価で、また誤用されにくいものであり、しかも、十分に適合して地方の村落の視界に入るものにいと簡単に思われるものである。首都や大都市に関しては、貧民管理の全体に関わる全く異なる制度が、この地域〔首都や大都市〕や地方の村落に存在すると判断する意図もなければ、ましてや完全な確信をもって表明するつもりもない。

## 第26節

法案の次の規定では、貧民のわずかな収入を預金する適切かつ安全な場所を確保することが目的とされている<sup>[15]</sup>。その多くは、ウィットブレッド氏の所見と概ね一致した『小研究』第4章ですでに述べられている。法案で提案された貧民基金と貧民の保険局（assurance office）が、その原理に関して賛同するのは不適格と思われる。しかしウィットブレッド氏とその支持者たちがこれらの計画に関わる条項の解釈や適用に際して負わされた苦心、発揮された能力は民衆からの多くの注目と感謝にたえるものである。現行のわが国の財政運営に精通した多数の政治家や算術家たちは法典の作成に、あるいは貨幣をできる限り実りの多い（productive）預金につながりうる他の方法に手を貸すべきである。しかし、もしかすると次のことは一考するに値するかもしれない。すなわち、ロンドンに唯一の金庫を設置し、そこに

委員会を設立し、郵便通知、非常に多くの証明書、署名付きの文書が必要なことを隠ぺいするのかどうか、またそこに設置される事務局、預金者と直接連絡する組織が貧民の直接管理をきわめて複雑にする計画を作成するのかどうか？説明責任のある公認の事務官は、彼らが常にできもしない事業のこうした部分を実行し、この制度の好結果をより広く普及させる手段となりえないのかどうか？そして必要に迫られ、貧民は委員会による事業の運営の全てを他者の身に委ねなければならないので、貧民はなおもこれまでと同様に詐欺に遭いやすいのではないか？ということである。それゆえ、ロンドンの委員会との直接的な連絡手段を促進し、またその計画を彼ら〔委員会の〕の見解や理解により近づけるには、おそらく（『小研究』第4章第10節で薦めたように）各州に〔ロンドンの〕中央委員会（general boards）から派生し、その委員会との連絡を取る下位の事業所〔下部機関〕（subordinate offices）を確立することが望ましい。この機関によって、貧民は即座にやり取りでき、議会の信頼と安全が約束されるのであり、そこに彼ら自らが預けたなけなしの金銭であっても当然その適用を受けることになる。預金したり、利子を引き出したりして、年に一度、州の都市に旅行することは確実に、貧民に一層の満足をもたらすだろうし、一語も理解できない通信による運営ほどの困難は伴わないであろう。数字でいっぱい紙切れ一枚では、けっして貧民に同様の満足感を与えられない。また貧民自らが出向き、人が関心を向ける事業所としてその制度を極めて一般的に採用すると、預金する信条（principles）や期待の意図を明確に説明することもできない。

## 第27節

これまでこうした体制の諸経費について考察されてきた試しはなかった。貧民の利益となるように、一般的な資本から公平に引き出した非常に大きな金額に不平を言い立てる者など誰一人いなかったであろう。しかし『小研究』の第5章第29節以降の諸節を検討した方々は、おそらく著者に同調され、次のように思慮されるかもしれない。すなわち同じ支出が（法案で提案された利点のほかに）、同上の諸節で詳説しているより一層重要でかつ疑いの余地のない利点を得られる手段となるかもしれない<sup>[16]</sup>。この利点に比べれば、他のどの利点もそれほど重要ではない。なぜなら、それらの利点によってのみ、〔境遇の〕将来的な改善を進める合理的な根拠を提示できるからである。

## 第28節

法案が示す次の規定は、救済を受けることなく、5年にわたりその教区に居住してきたであろう者全員に対して、居住権を与えるような居住法の変更に及んでいる<sup>(17)</sup>。『小研究』の第5章第19、20、21節に見出される議論<sup>(18)</sup>に何がしかの真実があるとすれば、結婚していようがいまいが、大家族であろうがなかろうが、何らかの方法で5年間、生存資料（subsistence）を手に入れた所にその人を住まわせることを認めることは、最終的にその場所〔教区 the place〕に〔その者の〕負担を余儀なくさせるということとなる。その場所は、貧民の好都合な居住地であることは明らかであるけれども、きわめて不当で、かつ不公平な負担の割合〔を背負い込むことになる〕ために、公益は彼らの存在を必要としていないのである。それに、何らかの埋め合わせをなす利点が貧民にもたらされ、この害悪を相殺するだろうということが明らかになっておらず、それどころか、上記の諸節で貧民の間〔に起きる〕不品行や悪徳の増大を導くばかりであることは明白である。貧民が目下享受している自由は、貧民がその労働を満足いくどこかの市場に持っていくということであり、あらゆる有益な目的を完全に満たしている。それゆえ、ウィットブレッド氏が示唆するような「この主題に関して現存する法典が貧民にひどく抑圧的であり、共和政にとって有害である」<sup>(11)</sup>ことを普遍的に認めることもあまりできない。『小研究』の第5章第17節、およびそれに続く6つの節<sup>(19)</sup>はこの点を疑問の余地のないものにしていて、社会の一般的な利益と個々の労働者の一般的な利益の双方のどちらもが、現在改正された居住法の継続を求めていることを証明すると理解されている。

## 第29節

同様に、非常に深刻な不都合と不正は、生まれや奉仕とは無関係の単なる居住地に居住権の根拠を与えることから生じるであろう。以下は、引用しうる多くの事例のうちの1つである。（わが国にきわめて多くある）健全な教区（whole parish）の土地所有者が自分の財産を救貧税の負担から完全に免除されるよう願うなら、隣接する教区の4エーカーか、5エーカーの土地を貧民のために購入し、彼らの住む小屋をその土地に少しずつ移動させる。そうすれば、目的は達せられる。5年の期間を過ぎれば、隣接する教区が病気や老齢の労働者と同様、この教区で働く努力をまるでしない労働者の家族を支援することになる。一方、貧民の労働からあらゆる恩恵を得た教区や、その見返りとして正義の原理そのものや適切な政策に基づいて、貧民を扶養する人々は、働けなくなったり、種々の災難で働くのを中断させられた

りした暁には、負担は完全に免除されることになる。この〔居住法の〕運営を一様に不当にする不慮の出来事に関する長い一覧表を作成するのは可能であるけれども、上記の引用で事は足りる。居住法自体が、この法律にこれ以上の考察ができないほど強烈に陰影を落としているのである。

### 第30節

負担になりそうな見知らぬ者全員の居住権を調べるために、教区の事務官に権限を与えるという別の提議 (proposition)<sup>[20]</sup>は、優れた改善になるように思われ、文句なく首肯するに値するようと思われる。この条項は教区の事務官に多くの時間や手間、それに金銭を省く手段となろう。事務官は現在にあっては、家族が実際に負担になってから調査し始めるしかない。また、その調査はしばしば父あるいは夫の不在や死により始まるので、唯一満足できる証言は手の届かないところに移されると、莫大な費用と大きな困難のみがつきまとうことになる。それゆえ、不十分な証言は分類し直されるに違いなく、訴訟の多くで申し立てられた根拠や、その場合に十分に考察されてきたように、巨大な資金がまるで国家 (state) の実態が影響力のある人のさもしい (partly) 意見に依存してきたかのように、多くの才能と能弁を互いに調整し合うことに費やされた。

### 第31節

教区会での投票方法に関する諸規定において、この会合で財産〔を持つ者〕に大きな影響力を与える規定<sup>[21]</sup>は、優れた政策とイングランドの政体の信条 (principles) にふさわしいように思われる。なぜなら、数の上で、財産を持つ者に対して正当な優位 (due ascendancy) を与えるからである。それは即安全であるだけでなく、全く十分に秩序だった統治の結果でもある。教区会の会合室 (vestry-room) に財産を有し、啓蒙された精神をもつ人々を招くことになる何らかの対策は、あらゆる観点において有益な効果をもたらすに違いない。そのため、もしかすると法案によって付与される権限の詳細については、意見のそでが生じるかもしれないけれども、この方針 (principle) が明らかに優れているように思われる。

### 第32節

ついでの規定は、不動産 (real property) と同様に、個人財産 (personal property) にも課税する現行法についての叙述である<sup>[22]</sup>。すなわち、著者が救貧法の成功や正当な運営に、そして国家の将来的な繁栄に、非常に重要性を置いていることを示し



たものである。これまで地方税（rates）を公平に負担させようとするあらゆる試みは、失敗を重ねてきた。またそれは、個人財産であれ不動産であれ、目に見えるあらゆる財産が価格に応じて公平に課税されるべきで、同じ内容を定める現行法がこれまで完全に失敗してきたことを実行できると極めて曖昧にしている単なる空文の法にすぎなかったか、もしかするとこの条項は、主としてすでにこの問題で生じた多くの訴訟を再び取り上げるために実施されるかもしれない<sup>(12)</sup>。しかし、仮にこの課税方法がこうした目的を達成できるとすれば、たとえ負担の公正かつ公平な配分をもたらすことから全く程遠いとしても、重要な改善をもたらすことは、『小研究』の第8章第39節やその他の諸節からも全く明らかである。著者は熟慮を重ねれば重ねるほど、救貧税の不公平な圧力から生じる多様で、かつ不穏な害悪に対抗する唯一の有効な方法としては、あらゆる人が公平に恩恵に預かるその制度の支持を与えるために、利益の出るあらゆる種類の財産に公平に課税するという単純でかつ公平な、しかも果敢でかつ勇敢な便法であるとの信念がより一層深まっていくと確信してやまない。そして議会の裁量で財源となる財産など<sup>(13)</sup>に提示されたわずかな税額から残された金額などは、最善かつ最も完全な方法で貧民の間に勤労と雇用を投じることにより、貧民の人口を負担させられた特定の教区を救済できるであろうということが、この計画の少なくない長所なのである。

### 第33節

不平を言い立てられる不公平な税負担は、正す努力に値するものか、そうでないかのいずれかなのである。マルサス氏の人口原理をイングランドに適用し、その結果として出された救貧法に関する彼〔マルサス氏〕の方針に反論〔を意図〕する『小研究』で扱った議論が正当か、もしくは不当かのいずれかなのである。上記の二つの提議への賛同が確立するなら、この制度から生ずるあらゆる利点を手放すことなく、この害悪に対抗する唯一の方法は、総じて賦課でき利益の出ている財産の全てに対し、公平に課税することであるように思われる。この方法を採用する難しさは、最近ずいぶん取り除かれてきた。ただ、国家の永久の繁栄や、その結果として訪れる個々人の幸福を守ろうとして、依然として困難が克服されないままであるとするなら、わが国の利己的でかつ不公平な政治は当然ながら、我々を困難へと導き、十中八九破滅へと追いやるであろう。著者は僭越ながら、この主題に関して決定的である『小研究』の第8章の議論を思い起こす。この議論を広く普及させるために、この論文でその詳細を引き合いに出したいと願う。したがって、この議論は公衆による慎重な討議に付されよう。

## 第34節

そこで薦めた制度は、法案の中の次の規定のある必要性を取り除くのに役立つであろう。その規定とは、州の各教区の個人財産および不動産の、すなわち課税できるあらゆる財産の実質価値の報告を求めており、それ相応の儉約（*due economy*）を行っているいずれの教区であれ、州の他の教区で1ポンドにつき通常の平均的な税額の2倍よりも多く税を支払っていることが証明されれば、その教区は税額をその通常の平均額の2倍の金額にまで引き下げる限りにおいて、地方税から救済を受けることになるというものである<sup>[23]</sup>。著者がこの規定についてまさに行わんとする考察は、わが国のみへの適用とみて頂きたい。ウィットブレッド氏が引き合いに出されているスピタルフィールズ教区の事例<sup>(14)</sup>を、どの教区にもそのような状況があると述べるのは全くの絵空事である。というのは、著者がこの問題に然るべき注意を払われれば、ロンドンやその近郊に住む貧民と、おそらく非常に数少ない大都市の貧民とでは、この国の鮮少な（*thinner*）人口に適用された法とは全く異なる法の下におかれなければならないということに得心しているからである。この但し書きにあっては、法案の最後に言及された対策を実行することで、次のような困難が生じるように思われる。全教区の平均的な課税はいかなる場合でも、法外な地代（*rack rental*）とは異なる実態のあらゆる地代に対してなされるけれども、公平な割合でなされる点で異ならない。ある事例では、法外な地代の半分に課税され、また別の例では3分の2が課税され、さらに少ない例ではあるけれども、平均的に法外な地代にほぼ相当する額が課税される。それゆえ、この規定がある程度の正義に則って実施される前に、地方税は通常、中位の（*fair*）平均的な法外な地代に課されなければならない。実際にこの対策は法案の中で提案されたけれども、現在のところ、際限のない口論や訴訟を起こすことなく、[この対策が]とられることはありえない。また、上記の規定に基づいて、あらゆる教区に与えた大規模な追加的な利益によって、確かに課税の対象となる財産の価値を隠べいしたり、低めに見積もったりすることを助長することもないであろう。同様に〔免税のために〕用いられてきたそれ相応の儉約の証明もまた、事実について争い、かつまた立証するために、税を負担する教区と免除される教区の間で多くの訴訟を引き起こすであろう。上記の理由や、前述の諸節において詳しく述べたその他の理由により、議会が自由な裁量で貧民の扶助のために教区の余剰利益（*extra-parochial profits*）から調達された金額を差し引いたあらゆる利益を全般的に査定することは、共同社会全体に広がる負担と利点の双方を公平にする最も功名でかつ公正になるであろうと思われる。

### 第35節

先の規定から見る限り、地方税に関して、『小研究』第4章第32節<sup>[24]</sup>に見いだされること以外に著者が付け加えることは何もないのは明らかである。

### 第36節

法案に見られる次の規定は、治安判事に対し、教区の扶助を受けることなく6人またはそれ以上の子どもを育て上げた労働者に人生に一度だけ報酬を得る裁量権を授けるというものである<sup>[25]</sup>。労働者における有徳な勤労の基準としてここで提出されている子どもの数に関しては、読者はこの補足〔小冊子〕の第7節、第8節、第9節を参照されたい。このもっともな見立てから導かれる結論はおそらく、多くの小農民集団への運用に対する、すなわちその境遇〔にある人々〕への全般的実施に対する全くの無能力さに対する反論ただ一つである。その結果は、〔この小冊子の〕第8節で指摘した思いがけない利益に褒賞を与えることになるか、臣民の名声を改善しようと軍隊に入隊する8フィート〔約2.4メートル〕の男たちに金貨100枚の褒賞を与えるという君主の政策によって同種の褒賞を与えることになるかのいずれかなのである。とはいうものの、褒賞制度は的確に設計されており、概して実施できる状態に達しているので、費用の範囲内に保てるというのなら、確実に好結果をもたらすであろう。上記のような制度は、『小研究』の第4章第22節にみられるかもしれない<sup>[26]</sup>。しかし、もしも考慮した上で金銭的な褒賞を望ましいと考えるのなら、その褒賞は少なくとも救済を受けることなく、3人あるいはそれ以上の子どもたちを育て、教育した人々に与えられるべきである。法外な費用にならないよう、褒賞は年に一定の数に制限されなければならない。被救済者の中から対象者を選別するという正当性としては、たまたま〔何らかの事情で〕最低額の扶助を受けた人々を選ぶべきである。すなわち、生来的な有利さに最も恵まれない人々の中から選ぶべきである。なぜならば、彼らは明らかに何より勤労を重んじる者に違いないからである。著者は、ウィットブレッド氏の法案全体に通底する全般的な真意に心からの敬意を表明しないでは、この主題をあっさりと片づけることなどできない。彼の法案には、残酷さ（harshness）や刑罰によって貧民に善行を強要するのではなく、貧民の利益（恩恵）を作り出すことで彼らを善行に仕向けるという人道的な原理がみられるのである<sup>[15]</sup>。

### 第37節

同様の事態（complexion）は、次の定め（regulation）、すなわち顕著な功績を

挙げた者に榮譽記章を授けるとする条項にもみられる<sup>[27]</sup>。しかしあまりにも楽天的な願望が、たとえ最初の一步 (institution) になるとしても、こうした方策により貧民の人格に非常に良い結果をもたらすと夢想すべきではない。個人の榮譽記章 (personal marks of honour) は、さらに絶賛され、啓蒙された人物への適切な褒賞であり、また、あまりにも実態がなさ過ぎて、貧しく教養のない者<sup>(16)</sup>の行動に大きな影響を与えることができないようにも思われる。いやしくも何らかの良い影響をもたらしめるのなら、多くの困難な状況を克服しなければならない。こうした褒賞は、忍耐強い調査を経て、治安判事に最もふさわしいと思われる人々だけでなく、彼らの同胞からも同様の評価を得る人々にも、至極公平に与えられなければならない。上記が一般的なことになりうると述べるのがどれほど難しいかは、一考される問題である。もしもその困難が克服されないのなら、あるいはこうした褒賞が好意とかひいきとかにより授与されたというほんの少しの痕跡が、たとえ疑いであってもこれまでに出来たとしたなら、何にもましてこの榮譽に敬意が払われれば払われるほど、褒賞は悪い結果を招かざるを得ない。なぜなら、この褒賞は悪評でのしられるばかりか、妬みや他の悪い情念の温床 (foundation) となるからである。こうした理由から、この規定やこれに先行する規定からの避けられない費用を考える際には、おそらく『小研究』で指摘した奨励制度が望ましいと思われる。

### 第38節

汚名となる身分証 (badges of infamy) [の着用] によって怠惰を罰すること<sup>[28]</sup>に関しては、(長年にわたり法令集で施行されないままであった時代遅れの慣習 (obsolete law) の単なる復活であるけれども) こうした規定はこれから先、これまで以上に厳しく強要できると結論づける根拠は全くないように思われる。貧民は怒りを込めて身分証をむしり取るであろう。そんな事態を招くために、貧民を厳しく罰する治安判事などどこにいるというのか? 大衆による将来の救済を期待する点から、怠惰の増進を防ぐ唯一の方法は、自分たち自身で適切な備えのできる状況を作り出してきた全ての人たち (彼らは安全かつ利益を伴う貯蓄をする公平な機会を同時に与えられているけれども) へのこうした救済を止めさせることである。この制度に対する議論は、『小研究』の第4章第12節と第13節にみられる。

### 第39節

十分な〔税負担の〕能力を備えていない全ての者について、仮にその者が年価値5ポンド以上の家屋 (tenement) に住んでいない場合には、救貧税の支払いを免

除すること、また彼がその理由のために施しあるいは救済をうけたとは思われない者であることを定めることは、優れて称賛に値する規定<sup>(29)</sup>である。また、限られた収入で生計を立てながらも、その眼力によって、上品で価値ある階級の人々に降りかかる時代の情け容赦のない苦難に気づき、普通労働者（common labourer）を一段と引き上げてくれた人々に、偽りのない心からの喜びを献上しなければならない。その人たちは、おそらく現状の王国において慈悲心あふれる最も信頼できる人である。なぜならば、困窮という最も痛切な感情に他の誰よりもより多くさらされているからである。

#### 第40節

また以下の規定、すなわち貧民を救貧院（workhouses）に入所するように強いることではなく、貧民たちへの救済の給付を許可するという条項<sup>(30)</sup>にも同様の称賛を送らなければならない。著者が『小研究』の第4章第43節、それ以降に続く諸節でこの主題に行った考察では、この〔救貧院の〕問題に関するウィットブレッド氏の見解の大半に心より賛同することをいくらか述べるほかは、特に、彼〔ウィットブレッド氏〕が『演説』において『小研究』〔同章の〕第44節および第46節での証明<sup>(31)</sup>に反論を求めている〔ととれる〕、孤児たちや高齢者、虚弱者には〔救貧院が〕必要な避難所になると述べている<sup>(17)</sup>ことを除けば、ここでこの規定について〔これ以上〕云々する必要はない。ではここから、法案の中の諸規定の順序（order）とは少々異なるけれども、著者は救貧院の管理（management）と規律（discipline）のための規則（rules）と規制（regulations）をまとめ、実行するために法案で与えられた権限を認めることを表明したいと思う。〔法案による〕改善は非常に望ましく、存続が認められるような救貧院において最善の結果が伴うに違いない。

#### 第41節

法案の次の規定は、各教区に公費で、いくらかの金額で、貧民が居住する若干の小屋を建てる権限を与えるというものである。そしてその金額は、各教区の不動産および個人財産の実質年価値に応じ、年率にして1ポンドにつき1シリングが認められることになろう。すなわち、これまでに明らかにしたように、仮にこの規定が一般的に実行されるなら、この目的のために、国家に少なくとも年間300万ポンドの追加的な課税が生じ、大工、れんが職人、塗装工、ガラス工、石工、その他の職人、彼らは自分たちの仲間や親戚とともに、通常、教区会の指導的な人物であるけれども、きっと入念な用心をなすことであろう。この場合の費用についてはいくら



考えても仕方ないけれども、この規定全体が、良き政策の原理そのものや十分に理解された慈愛と完全に矛盾するように思われてならない。僭越ながら、取るに足りぬ調査は、すぐさま全く一顧に値しないことを露呈するに違いないと考えられるのである。

## 第42節

人手が不足している所ではどこでも、貧民の受け入れ用の住居が労働者を求める個人によって、もしくは周知の住居の不足によって明らかに若干の住居を建てるとのかなりな地代を保証する他の人たちによって提供されるであろうことは確かなように思われる<sup>(18)</sup>。人口と住居がそのように配分されることは公益 (public advantage) に適っている。また一部の特定の場所では、改善の方策が人口よりもずっと急速に進んでいるので、在住する労働者の人数が労働需要に追いつかないことがあるそうであるけれども (リンカーン州のいくつかの地域がその事例に当てはまると言われてきた)、雇用者は小屋の建造に対してどんなに不条理な偏見を抱かされようとも、依然としてまもなく自らを一番納得させる方法で、すなわち賃金を大幅に上昇させることで、自らの過ちに気づくであろう。そして、それゆえに、このように世帯 (families) の勤勉な家長たちを生み出す住居を提供することで、人口を引き寄せるあからさまな救済策を用いることであろう。製造業が営まれるあらゆる村々において、新たな囲い込みの間にあちらこちらに建てられた小屋が、この論拠の正当性を証明する。人は常に間違いなく自らの有する利益に従う。人々が公共 (the public) の利益 (それは自由の国ではたいていの場合そうなるけれども) と完全に一致した場合には、国家の福利はいっそう不十分な保証を甘受せざるを得ないのである。しかし、法案が提出している無差別な認可、すなわち、居住者がみられる所にはどこにでも、たとえ労働需要がなくとも、公費での小屋の建設を認めるということは、全く別の問題である。著者は勤勉でよく働く家長の間での人口の増加に加担しているので、家長が自分たちへの労働需要の一切ない所で人口を生み出し、定住させるであろうかどうか、その結果として、この [増加した] 人口が大衆への負担を2倍以上に引き上げるに違いないことは疑ってかかる必要がある。というのは、この規定の帰着は、怠惰ゆえに支援をうけなければならない人々のために、大衆に莫大な負担をさせて、そして、住宅の不足が招くに違いない貧困であるゆえに、労働需要のある場所に強制的に移動させることもなく、住居を提供する以外の何ものでもないからである。それに、大衆に全く負担をかけることなく、個々人の費用で受け入れ貧民用に建てられる住居がどこにあるというのか? このように、人間の慈

愛に満ちた方法に基づく政策とは程遠い。つまり、失業した小農民が十分な労働需要や雇用を伴うときよりも、いっそう勤勉で、道徳的で、かつ幸福であるということ証明できない限り、徳は、この〔法案の条項の〕採用にさほど関係はないようである。こうした議論に満足しない人たちは、僭越ながら『小研究』の第2章第61節およびそれに続く諸節における同様の趣旨の別な議論を参照していただきたい。

### 第43節

我々はこれまで、貧民の雇用を盛り込んだ救済を執行する最善の方法に関する、最も重要な難題を除いて、法案にある全ての規定を検討してきた。この問題に関して、著者は救貧院制度への非難と、また救貧院内部の管理に関わる規則と規制にかなり長く求められてきた規定とについてはウィットブレッド氏に手放して同意する。しかし、ウィットブレッド氏のご自身のことを救貧院制度の敵対者（enemy）と述べておきながら<sup>(19)</sup>、その後、貧民監督官が、現在の救貧院を存続させ、別な救貧院を〔新たに〕建て、地方税を担保にして（on the credit）、資金集めをできるように提案していること<sup>(20)</sup>は、いささか奇妙なことではある。救貧院を新設するのではなく、旧来の救貧院をできる限り早急に、別の目的のものに変更することが望まれるのである。

### 第44節

慈愛に賛同する同胞（friend）は皆、ある貧民に教区救済を拡大する妥当性に心から賛同するに違いない。その一方で、この貧民はいまなお〔自分の持つ〕相当な財産を〔救済に使わず〕そのまま有している。すなわち、ここで繰り返す必要がないほど、議論は非常に明確である。慈愛と政策は常に問題の同じ側にあるけれども、目下の事例の場合と同じほど、明白にそうなるわけではない。というのは、皆さまが上記の事例である人に〔救済を〕与えなければならない時に、その人から将来自活できるという方法を奪取してしまうと、皆さまへの負担をもたらすので、その人の幸福を故意に無にしてしまうであろうからである。しかも、結果的に害悪をもたらしかねない不正を侵すという耳にしたこともないほどの不適切な行政調査によっているからである。しかしウィットブレッド氏がここでやめているのは大変遺憾である。法案の中に新たな、あるいは有効な規定をみいだせない。そのために、貧民の雇用や、その結果として生じる勤労の習慣という忍耐強い努力を、その目的で任命された責任能力のある事務官の責務に左右されるかもしれない。なお、その事務官は現状では貧民監督官にほかならない。その程度の開明的な分別を身につけてい

る人々による定期的な指揮を受けている。それゆえ、新たな模範となる教区会でさえ往々にして相当惨めで不十分と認められるであろうと懸念するに留まっているのである。現在の貧民監督官への説得力のある反論の多く<sup>(21)</sup>は、『小研究』の第5章第16節に収めている反論<sup>(32)</sup>に加えられるかもしれない。また、(その所持金から金銭を引き出し、厳正な視察によって、義務の経済的な遂行が保証されるであろうから) 同じ章の第26節と残りの諸節で推奨した吏員 (officer) や委員会は、経済的な根拠からしても、大きな恩恵をもたらすであろう。また、貧民への適切な雇用を見つけることや、この運営 (politics) の重要な分野に関する首尾一貫した信頼できる一連の情報を入手する確実な手段を確立するといった全く別な観点に立って、そこから生じる利点がさらにいっそう重要になるであろう。

#### 第45節

大半の政治的な問題に関しての、すなわちある害悪に対して不可欠な救済についての明々白々な知識は、この開明的なわが国においては、たとえそれが特定の党派の偏見、あるいは独占的利益を妨げるかもしれないとしても、適度な感覚を随伴させている。しかし、国内経済の2つのもっとも重要な問題に関しては、我々はこの所見に対する例外を設定してきたように思われる。救貧法の状態と森林 (forest) の状態、その双方ともに我々特有の状況においてきわめて重要である。十分に注意すれば、それらは我々に全世界からの独立をもたらすことができる。不注意のゆえに朽ち果て、腐敗し、また矯正がなければこれらから期待される利点を最終的に無効にするに違いない混乱を縮小する経験をしてきた唯一の制度であり、そして財産である。上記の重要な問題に対して正確に注意を傾注したなら、また、部分的な干渉、実施の難しさ、および怠惰に対する別の口実についての取るに足りない反論が、害悪の多大さとその危機の重大性に大胆さをもって征服されたのなら、現世代の人々は、敬愛 (reverence) や感謝 (gratitude)、それに讚美 (admiration) といった諸感情を誇らしげに思い起こすことであろう。後世の人々はその断固として屈しない精神を追想するであろう。また、世界でこれまで目にしてきた偉大な政治家や英雄が国益のために身を捧げてきたことや、自由の身にある人々が非常に大きな犠牲をはらってきたこと、周囲の国家の残骸や廢墟がある中で、その子どもたちのために、この国をして彼ら [子どもたち] が探し求める樂園にするあの純真な政体 (beloved constitution) を汚さないように守らなければならないということが誇らしげに思い起こされるであろう。

## 第46節

ウィットブレッド氏の法案にみられるいくつかの規定についての討議はこれで終わりにし、この「補足」ではわずかばかりの概観をなし、締めくくるところとしよう。救貧法が法を混乱に陥らせ、この問題を解決した事例をかく乱することを根拠にして、救貧法の全面的な刷新に対して時折なされた反論がこれまで取り上げられてきた試し（notice）は一切ない。もしもこの法律〔救貧法〕が、〔この法律に〕頼ってくる貧民〔の事例〕（case）を支援し、期待される恩恵を公正にもたらししていたのなら、その反論に道理があるかもしれない。しかし、その〔法律（救貧法）〕の効力（room）に強力で、不変の体系を築くために、劣悪な基盤を揺るがしたり、それによって、その基盤の上に立つさらにひどい上部構造（superstructure）をかく乱したりするのは、将来の世代にゆめな住居を確保する方法となる。いくつかの事例で修正し、また別な事例ではく奪したウィットブレッド氏の法案が、この大建築物（edifice）の最初の礎石となろうことは、こうした見解を抱懐する著者の衷心からの願である。しかし、それ相応の上部構造が構築されうる前に、著者は、ウィットブレッド氏の演説と法案の双方に関する刊行された報告書に登場してくるいくつかの全般的な着想が、かなりの確なものとする必要があろうと理解する。その報告書は資料と認められて久しいが、『小研究』にある程度上手く対応していると思われる。その一つは、救貧税の負担が長年、漸増の状況にあり、最近では莫大で尋常ではない水準にまで上昇していると主張する序文での論説であり、もう一つは実際の救貧税の金額が過去20年で2倍に、過去30年内でほぼ3倍になったという『演説』の6頁で示唆された<sup>[33]</sup>ことが、それに該当する。一方で、『小研究』の第6章に収録された論議にみられるものと同様の真実があるとするならば、救貧税の名目で引き上げられた金銭は、共同社会の一般的利益の増加に関して集約された公正な算定に基づいて推測されてきたであろうものに比べると、その利益のために負担する割合は少ないのである。したがって、たとえ集中して救貧税の負担をしなければならぬ人々がいる可能性はあったとしても、総じてわが国の救貧税の負担は全く増加していないのである。さらに、上記の章〔第6章〕第6節の図表から明らかなように、救貧税の名目で引き上げられた金額の実質価値が過去20年以内に2倍どころか、3分の1すら増えることはなかったのである。それゆえ、これらの事実と異議が唱えられるまでは、上記で引用したような狭い視野に基づいているこの問題についてのこうしたありふれた主張が、それほど暗黙裡に受け入れられることがないように望まれる。さらに『演説』の3頁でウィットブレッド氏は、救貧法制度が称賛されるはずの人々の地位をおとしめ、実現できない希望を抱かせ、過剰人口や無



慎慮な子孫、悲惨や欠乏による早期の犠牲者を生み出すことを認めている<sup>[34]</sup>。我々は、この主張がどの程度「下層階級の境遇はあらゆる過去よりも、あらゆる点で現在のほうがより良い」という『演説』にあるその後の考察（9頁）<sup>[35]</sup>に賛同するのかを詮索するつもりはない。しかし、『小研究』の第2章および第4章に収録された議論は脳裏に浮かんだ単なる幻想でなく、また第3章での歴史的な演繹も全くの寓話でない。救貧法は「この法律を称賛する人々の状態を引き下げる」<sup>[36]</sup>ことはなかった。なぜなら、わが国の小農民は他の国の状態（state）よりも称賛すべき状態にあるからである。救貧法は「実現できない希望を抱いていない」<sup>[37]</sup>のである。なぜなら、わが国の小農民の幸福は、他の国々の小農民の幸福と比べても、実質と実体の伴った（*real and substantial*）至福であるからである。救貧法は「過剰人口や悲惨、貧困による早期の犠牲者をもたらして」<sup>[38]</sup>などいないのである。なぜなら、わが国は雇用できないほど多くの人口を有しておらず、また、死者の数は、現有の人口（our population）に比べて少なく、これまで類似した社会の状態にあった人口と比べても、より一層少ないからである。結果として、こうしたわずかな考察ではおそらく我々が次のことを確信するのにほとんど役立たないであろう。すなわち、「あらゆる政治的な問題の中で最も難解な問題、すなわちいかに人間の悪徳と窮乏の総和を減らし、またいかにわが王国の臣民の間に人としての幸福と美徳とを広げるか」<sup>[39]</sup>という第一の原理でさえ理解するのはいまだに遼遠であると。われわれの理解が及ぶ限りでは、この目的を効率的に達成するには、我々はわが国の一般的な勤労や繁栄を妨げることなく、それを実行しなければならないということ、そしてその間、わが国の最下層（lowest orders）が生活状況を変えずに、これまで決して得られなかった実体の伴った幸福をある程度、掌中におさめることとであるのである。

#### 第47節

貧民は常にある程度の欠乏（privation）を被るに違いないとはいえ、貧しくはないであろう。実際、わが国があらゆる過去の理性と経験からは、全知の神の摂理（wise Providence）がこの世での事物の状況を基本的な境遇の一つに創造給われたのであり、また必要は労働の行使のために存在しうるので、あらゆる最下層が欲望と隣り合わせの状態に耐え忍んでいると公平に結論づけることができはしないのか？そして、この必要はあらゆる文明社会の根本的な原理ではないのか<sup>[22]</sup>？仮に上記が的を射ているなら、またそうでなくとも、我々が貧民の境遇を過去のどの時代にもまして良いものにする考案がなされたと認められるのなら、この変わることのない神の



法則に干渉することなく、我々に彼らが享受できると同様に、多くの一時的な便宜を与えるのを邪魔していると仮定する理由が間違いなくある。もしも「罪悪と窮乏とが必然的に世界の中で確固たる地歩を保持するに違いない」<sup>[40]</sup>ことが真実であるのなら、我々は等しく次のことをなさなければならない。すなわち、この〔救貧法の〕実施を制限するために可能な限り、慈善を行わなければならないということ、また、我々がこの慈善を施す機会を持てるようにすることとである。その機会は、おそらく上記のような神の摂理の存在に関連して、もう一つの大きな根拠であった。それゆえに、我々の慈悲深い法と制度がこれまでこうした害悪を制限してきたというよりも、それらを狭い範囲に押しとどめてきたという考えに歓喜したわけではなかったか？

#### 第48節

マルサス氏は深遠なる論証の能力、見事な資料の配置 (arrangement)、そして流麗な文体によって、この問題に関する自らの所見のあちこちに魅力をちりばめた。その魅力は、本冊子の著者が前著作<sup>(24)</sup>で、非常に骨の折れる試みにふさわしい謙讓でもって弱めようと努めたものである。彼〔マルサス氏〕は実際にこれらの見解をイングランドに適用し、母国の繁栄とその住民の道徳的・政治的な福利を木っ端みに破壊しようとは露にも思っていなかった。そして彼〔マルサス氏〕は、ごく少数の状況を除いて、市民社会の統治においては、その見解が非現実的で、しかもお決まりで公知の神の法則に矛盾していると悟っていたように思う。もしもこの悟りから印象づけられたとするならば、著者は自嘲したであろう。それはたとえ著者が控えめな姿勢で、実社会への同様の影響を幾分かでも与えようと試みる際に、自らが納得した議論を民衆の眼前に差し出すのを思いとどまったとしてもである。労苦が伴う全般的な成功を確かめるのには、まだ十分な時を経たとは言えない。仮に大衆が正当な根拠をもとに決定を下してくれるのなら、著者は、いまだその多くが包み隠されたままであり、著者が常に格別の関心を抱いてきた問題の研究を進めることにすさまじい刺激を受けとるであろう。〔ただ〕それに反して、仮に著者の見解が間違っていると正当に証明されたとしても、健全さ (solidity) というまことしやかな幻影 (fair appearance) 以上のものを有しているという満足のいく判断に立って発せられた持論を論駁される際に、間違いなくこの問題に差し込むであろう光明を受け、著者は、その〔誤りを証明した〕出版物がわが国にとって有益になったという反響に満足感を覚えるであろう。

原注)

- (1) 『小研究』第2章全体を見よ。
- (2) しかしながら、この事実はウィットブレッド氏の法案で提案された褒賞において推測される。
- (3) ウィットブレッド氏の演説の附録の資料は、この見解を正当化するとは思われないのではないか？
- (4) ある国に適用される奢侈 (luxury) という言葉の語義に関しては、『小研究』180頁の脚注<sup>[41]</sup>を見よ。
- (5) ウィットブレッド氏の教区学校に関する法案の第8条<sup>[42]</sup>を見よ。
- (6) リッジウェイ社刊行のウィットブレッド氏の演説34頁および98頁を参照せよ<sup>[43]</sup>。
- (7) 教区学校法案の第6条および第8条<sup>[44]</sup>を見よ。
- (8) 教区学校法案の第1条から第5条<sup>[45]</sup>を見よ。
- (9) (間もなく注目することになる) 本法案の次の部分で、小屋の建設などのために1ポンドにつき、もう1シリングを付加するために権限が与えられている。個人財産に課せられる救貧税を、仮にその課税が確立されて不動産 (real property) に課せられる救貧税の半分という低めの見積もり<sup>[40]</sup>で徴収できるようにしたとしても、わが国はこの法案が可決した後、半年以内に追加的な金額、すなわち救貧税として年間650万ポンドまで引き上げた追加的な金額を背負い込むことになるであろう。
- (10) 『小研究』第8章第19節と第20節<sup>[46]</sup>を参照せよ。
- (11) リッジウェイ社より刊行されたウィットブレッド氏の演説、46頁を参照せよ<sup>[47]</sup>。
- (12) 『小研究』の第8章第34節、第35節<sup>[48]</sup>を参照せよ。
- (13) 『小研究』の第8章第37節を参照せよ。
- (14) リッジウェイ社より刊行した〔ウィットブレッド氏の〕『演説』64-65頁<sup>[49]</sup>を見よ。
- (15) けれどもロンドン (metropolis) や大都市において非常に人口密度が高く、不道德な極まりない教区のいくつかはこの原理を広く採用するには、いくつかの例外を設けなければならない。セントジャイルズ〔教区〕の事例では、最悪に描出される悪党や浮浪者であふれかえっている。こうした場所では、ある程度の恐怖の方が秩序と節儉をとにかく守ることができる唯一の便法なのである。
- (16) 『小研究』の第6章第27節<sup>[50]</sup>を参照せよ。
- (17) リッジウェイ社より刊行された『演説』85頁を見よ<sup>[51]</sup>。
- (18) 『小研究』の第2章第62節<sup>[52]</sup>を参照せよ。
- (19) リッジウェイ社から刊行された『演説の要旨』81頁<sup>[53]</sup>。
- (20) 同上、87頁<sup>[54]</sup>。
- (21) こうした反論は一般的に、ロンドンや大都市に適用されることはあり得ない。
- (22) フランス国王アンリ4世の格言、すなわち「王国のあらゆる小作人は鍋の中に若い雌鳥の肉が入っている日を目にすることを願った」という非常に魅力的な成語は以前から提示されてきた故事であるが (ウィットブレッド氏の演説8頁)<sup>[55]</sup>、明らかに誤った人生観を基本に据えるものであると同時に、確かに愛すべきものもあった。しかし、このような場合に、陛下の野良が荒廃し、陛下の軍隊が補充されず、陛下の船が航行できず、それどころか船を建造することすらできず、結果的に陛下の国に何の改善ももたらされないことを知らないほど、陛下は人性に無知であったのか？多くの人々に幸福を創出し、かつて繁栄した国家を勤労、快活、および喜びの声で満ちさせる競争や、創意、活発、手際の良さではなく、食べ物

で一杯になった鍋を見るということが、フランス人の生活における基本的な状態になっていた。すなわち、沈黙、無関心、無気力のみであったのである。小作人は、炉辺に横になり、木の枝にいるナメケモノと同じくらい、無関心で動かなかった。食欲で必要が生じた時のみ目を覚まし過剰にむさぼり食べるいまましい動物のように、彼〔小作人〕は以前の活動しない状況<sup>(23)</sup>に墮落してしまった。そして「彼のねぐらで長い間手足を伸ばしていびきをかいて横になる」のである。

(23) バロウ氏 (Barrow)<sup>(56)</sup>による食物にあふれた喜望峰にいるオランダ人の小作人に関する記述を見よ。

(24) 『小研究』の表紙で示唆した。

## 訳注)

- [1] ウィットブレッド (Whitbread, Samuel, 1764-1815) による『1807年2月19日木曜日、下院で報告した救貧法に関する演説の要旨、附録を伴って (*Substance of a Speech on the poor laws delivered in the House of Commons, on Thursday, February 19, 1807. With an appendix.*)』(柳田芳伸・田中育久男訳「ウィットブレッドの救貧法に関する演説」『長崎県立大学経済学部論集』第49巻第3号、2015年、49-136頁)を指す。
- [2] Weyland, John, *A short inquiry into the policy, humanity and past effects of the poor laws; and into the principles upon which any measures for their improvement should be conducted; in which are included a few considerations on the questions of political oeconomy, most intimately connected with the subject; particularly on the supply of food in England, 1807.* のこと。ウェイランドは『小研究 (*Short inquiry*)』と略記しており、以下ではこれに従った。
- [3] ウィットブレッドは、「私の願いは救貧法を廃止することではありません。私が思いますのは、適切な手段を講じることによって、将来にはほぼ無用な存在になるということなのです。」と述べている[Whitbread (1807), *op.cit.*, p. 21. [柳田・田中 (2015年)、前掲書、73頁]]。
- [4] Weyland (1807), *op.cit.*, pp. 42-3.
- [5] ウェイランドは、妻と2人以下の子どもと暮らす者(また子どものいない者、独身者)は等しく、自分の稼得から将来の蓄えとして、少額であれ、貯蓄することができると言及している(第4章第12節)[Weyland (1807), *op.cit.*, pp. 145-6]。また他方では、妻と4人の子どもと暮らす者はいかに儉約して生活したとしても困窮であることも指摘している(第4章第5節)[Weyland (1807), *op.cit.*, pp. 139-140]。
- [6] この節の記述から、ウェイランドは夫婦と2人の子どもで構成される4人家族を標準的な家族と捉えていたと推知される。この点では、マルサスの認識とも一致していると想定される[Bonar, James, *Malthus and his work*, G. Allen&Unwin, 1924, p.251, 堀経夫・吉田秀夫訳『マルサスと彼の業績』改造社、1930年、347頁、柳田芳伸「マルサスにおける奢侈と道徳的抑制」『千里山経済学』第20号、1987年、66頁、70頁注を参照]。また、後年に、イギリスの博物学者ウォーレス(Wallace, Alfred Russel, 1823-1913)は、グレート・ブリテンでは、7人や8人の家族が普通であり、10人や12人の家族も稀ではないと述べている。彼によれば、各夫婦に生まれた子どものうち3人が、25歳前後まで生きて結婚していた。そして、幼くして死亡した人や結婚しなかった人、晩婚で子どものいない人の数を考慮すると、各夫婦に生まれた子どもの数は平均して4人か5人であるとみていた[アルフレッド・R・ウォーレス著 新妻昭夫訳『マレー諸島——オランウータンと極楽島の土地——』上、ちくま学芸文庫、

1993年、159頁]。

- [7] Whitbread (1807), *op.cit.*, pp. 73-4. [柳田・田中 (2015年)、前掲書、105-6頁]。ウィットブレッドは「ベッドフォード州農業協会 (Bedfordshire Agricultural Society)」として説明している。1801年、ベッドフォード公爵 (Russell, Francis, 5th Duke of Bedford, 1765-1802) の支援のもと、農業促進のため設立され、優れた農夫に褒賞金を授与する方法がとられた。教区救済を受けずに多子を育てた農夫に対して、5ギニー、3ギニー、2ギニーを与えた。また、農業技術では、犁と家畜を用いて、3時間30分以内に(5インチほど深く)半エーカーを耕し、農産物を作る農夫に対し、優劣順に、各々10ギニー、6ギニー、4ギニー、2ギニーを与えた [Batchelor, T., & Board of Agriculture (Great Britain). *General view of the agriculture of the county of Bedford drawn up for the consideration of the Board of Agriculture and internal Improvement*, 1813, pp.618-9]。
- [8] Whitbread (1807), *op.cit.*, pp. 74-5. [柳田・田中 (2015年)、前掲書、106頁]。
- [9] ウェイルランドは『小研究』第4章第13節で、いかなる時代、またはいかなる状況でも、2人の子どもを一定の年齢になるまで育てたという証明をしない限り、あるいは実際にさらに多くの子どもたちを扶養する義務を負わされたことが明らかにならない限り、地方税による救済を受ける資格を与えないことを規定すべきと主張している [Weyland (1807), *op.cit.*, pp. 146-7]。
- [10] Whitbread (1807), *op.cit.*, pp. 27-33. [柳田・田中 (2015年)、前掲書、76-80頁]。
- [11] ポープ (Pope, Alexander, 1688-1744) を指している。ポープは11歳の時に出会った詩人ドライデン (Dryden, John, 1631-1700) に啓発され、詩の創作を始めた。16歳で詩集を出版して以後、数多くの作品を残した。代表作『ダンシアッド (*The Dunciad*)』(1728-42年) では、およそ100名の文壇人を取り上げ、痛烈な批判を行った。また、ホメロスの『イリアス』と『オデュッセイア』の翻訳で巨額の収入を得て、晩年を暮らした (松村尅・富田虎男編『英米史事典』研究社、592頁)。なお、ここでウェイルランドが引用したのは『ホラティウスに倣いて (*Imitation of Horace*)』の一節と考えられる。
- [12] 教区学校法案 (Parochial Schools Bills) は、ウィットブレッドが2月19日の演説を経て提出した救貧法改正法案を分割したものである。ウィットブレッドは審議の過程で「原法案を分割し、教育に関係した提案部分のみに限定した法案にするならば、反対しない」とする出席議員の表明などを背景に、法案の分割を決めた。4月17日の審議で教育関係(第一法案)、住居関係(第二法案)、教区基金関係(第三法案)、および地方税関係(第四法案)の4つに分けられ、このうち第一法案のみが7月13日の審議で「教区学校法案」として、審議されることになった。
- 15条からなる同法案は、イングランドおよびウェールズ地域の教区全てに学校を設置することを目的とし、学校の設置方法や教師の任命、教育内容、入学手続きなど、学校の基本的な運営について言及された法案であった。しかし、貧民教育を不要とみる見解や、当時、徳育の中心とみられていた宗教教育が強調されていないことへの批判などもあり、結果的には8月11日の審議をもって廃案に追い込まれた (松井一麿『イギリス国民教育にかかわる国家関与の構造』東北大学出版会、2008年、101-6、111-6頁)。
- [13] ウェイルランドは『小研究』第4章第34節で、教育方法について言及している。道徳的・宗教的な義務を文章だけでなく、その言葉の真の意義を伝える方法は、早くから勤勉、礼儀、従順を伴う習慣を若者たちに身につけさせることを可能にしてきた。一方、学校で規定された宗教的・道徳的な教育形式を単に繰り返す教え込む方法では、そうした習慣を身につける



ことが難しいと触れている〔Weyland (1807), *op.cit.*, pp. 165-7.〕。

- [14] ウェイランドは『小研究』第4章第40節で、以下のような教育計画を提案している。第1に、学校の規模が大きくなりすぎたり、子どもたちの住居から通学に遠すぎたりしてはならないこと、第2に、男性教師の任命は現職者 (incumbent) か、治安判事によりなされること、第3に、男性教師の報酬は生徒数に応じて支払われること、また、残りの報酬は公衆 (public) によって支払われること、第4に、子どもの通学を両親に強制しないことを挙げている。とりわけ、通学の強制は、両親を不快にし、あるいは子どもを不当に扱うことになり、教育の好結果を一瞬で無に帰してしまう方法として批判している〔Weyland (1807), *op.cit.*, pp. 171-3〕。
- [15] Whitbread (1807), *op.cit.*, pp. 38-40.〔柳田・田中 (2015年)、前掲書、83-4頁〕。
- [16] ウェイランドは、これらの箇所の中で、地方吏員 (district officer) を各地に配置して、中央委員会 (general board) と連携させることで、貧民を管理していくことを主張している。地方吏員は、治安判事の法廷のある州の地区に1人以上配置し (第5章第26節)、その地区の貧民の救済と雇用に関する職務を担うほか、月に一度、貧民の数、雇用状況、学校の状況、各種費用の会計報告、その他の情報を添えた報告書を中央委員会に提出する。毎月の報告書を理事 (board of commissioners) が年間報告書としてとりまとめ、議会で報告する。これにより、議会と地方議会に重要な問題として注目させるとともに、制度の基礎をつくるのに有益とした (第5章第31節)。地方吏員は、書写や算術の知識に加え、快活さ、良識、従順さを持ち合わせていることを必要条件としている (第5章第33節)。また地方吏員の費用は、年間でおよそ14万3000ポンドになるであろうと見積もっている (第5章第35節)〔Weyland (1807), *op.cit.*, pp. 204-23〕。
- [17] Whitbread (1807), *op.cit.*, pp. 46-54.〔柳田・田中 (2015年)、前掲書、88-93頁〕。
- [18] ウェイランドは『小研究』第5章第19節で、居住地の移動を認めることにより、移動先に即座に負担をかけるだけでなく、規則的な労働をしなくても生活できるというあらゆる状況から、瞬く間に怠けた住人を増やすことになる旨指摘する。また、相当多くの人口のための必需品が用意できなければ、貧民であふれかえることになるであろうと言いつけている〔Weyland (1807), *op.cit.*, pp. 202-3〕。
- [19] ウェイランドはこの箇所の中で、労働需要が絶えず変動する製造業地域では、居住地を制限する試みが得策ではないと考えていた (第5章第17節)。しかし、先述の『小研究』第5章第19節の指摘とともに、例えば、高齢者を全く縁もゆかりもない別の地に移動させ、その土地の者に扶養を強いること (第5章第22節)、また、子どもの場合は、彼らを扶養する費用を、将来彼らが担う労働による恩恵を全く受け取れない人々が負うことになる (第5章第18節)などの問題を挙示しており、居住権の完全な撤廃には反対の立場をとっている〔Weyland (1807), *op.cit.*, pp. 200-6〕。
- [20] Whitbread (1807), *op.cit.*, p. 52.〔柳田・田中 (2015年)、前掲書、92頁〕。
- [21] Whitbread (1807), *op.cit.*, p. 56.〔柳田・田中 (2015年)、前掲書、94頁〕。ウィットブレットは、財産の程度によって最大4票まで認めるとしている。
- [22] Whitbread (1807), *op.cit.*, pp. 57-63.〔柳田・田中 (2015年)、前掲書、95-8頁〕。
- [23] Whitbread (1807), *op.cit.*, pp. 69-70.〔柳田・田中 (2015年)、前掲書、103頁〕。
- [24] ウェイランドはこの箇所で、支援される人々の義務として、その子どもたちが怠惰にならないように、邪悪な道を根絶すること、無関心のために生じる最も悲惨な影響を考察することが必要であると付言している〔Weyland (1807), *op.cit.*, pp. 163-4〕。



- [25] Whitbread (1807), *op.cit.*, pp. 71-2. [柳田・田中 (2015年)、前掲書、104頁]。
- [26] ウェイランドはこの箇所において、小農民の功績を証明するために、2名の治安判事による署名および日付を添えた証明書を作成し、保管することを提案している[Weyland(1807), *op.cit.*, pp. 154-6]。
- [27] Whitbread (1807), *op.cit.*, p. 72. [柳田・田中 (2015年)、前掲書、105頁]。ウィットブレットは、褒章としてコートや帽子の贈呈、州の印章を添えた羊皮紙の証明書の授与などを想定していた。
- [28] Whitbread (1807), *op.cit.*, pp. 80-1. [柳田・田中 (2015年)、前掲書、110頁]。
- [29] Whitbread (1807), *op.cit.*, p. 62. [柳田・田中 (2015年)、前掲書、98-9頁]。
- [30] Whitbread (1807), *op.cit.*, pp. 81-5. [柳田・田中 (2015年)、前掲書、110-3頁]。
- [31] ウェイランドは『小研究』第4章第44節で、報告書 (returns) より、救貧院で扶養される貧民にかかる費用が週あたり5シリングであるのに対し、老齢の男女は院外でも週あたり3シリングで非常に手厚く扶養されうることが明白であり、老齢者に院外救済を受ける自由があることを指摘している。また、救貧院に入らず、仮に貧民が親戚とともに暮らすことができれば、毎晩、人を陽気にさせる愉楽や朗らかな家族の付き合いを楽しむことができるかもしれないと述べている [Weyland (1807), *op.cit.*, pp. 176-8]。この点は、救貧院を「貧民のありとあらゆるつながりを断ち切り、彼らを親族や友人から引き離し、老齢者からこの上ない安らぎを奪い、若者を最悪の見せしめの影響にさらす」ものと見ていたウィットブレットの見解と合致している[Whitbread (1807), *op.cit.*, p. 84. [柳田・田中 (2015年)、前掲書、112頁]]。
- [32] ウェイランドはこの箇所で、現状での貧民監督官が貧民を雇用する最善の方法を熟知していないこと、貧民の暮らしぶりを知るために足しげく彼らを訪問するなどの勤勉さを持ち合わせていないことなどを示唆している [Weyland (1807), *op.cit.*, pp. 197-200]。
- [33] Whitbread (1807), *op.cit.*, p. 6. [柳田・田中 (2015年)、前掲書、63-4頁] ここでウィットブレットは、「1803年の復活祭の年末に、もっぱら貧民の生活と救済のためだけに生じた費用は総額426万7,000ポンドに上り、それは同様の目的で生じた1783年、84年、85年の〔費用の〕総額平均のおよそ2倍、さらに1776年の〔費用の〕総額のおよそ3倍に増えた」と述べている。
- [34] Whitbread (1807), *op.cit.*, p. 3. [柳田・田中 (2015年)、前掲書、62頁]
- [35] Whitbread (1807), *op.cit.*, p. 9. [柳田・田中 (2015年)、前掲書、65頁]
- [36] Whitbread (1807), *op.cit.*, p. 3. [柳田・田中 (2015年)、前掲書、62頁]
- [37] Whitbread (1807), *op.cit.*, p. 3. [柳田・田中 (2015年)、前掲書、62頁]
- [38] Whitbread (1807), *op.cit.*, p. 3. [柳田・田中 (2015年)、前掲書、62頁]
- [39] Whitbread (1807), *op.cit.*, p. 1. [柳田・田中 (2015年)、前掲書、60頁]
- [40] Whitbread (1807), *op.cit.*, p. 10. [柳田・田中 (2015年)、前掲書、66頁]
- [41] ウェイランドは「奢侈 (luxury)」について、貧民の全般的な愉楽を間違いなく増大させる贅沢品、たとえば、家具 (furniture) や衣類 (clothes)、建物 (buildings) をその内実としている [Weyland (1807), *op.cit.*, p. 180]。
- [42] ウェイランドは「第8条」としているが、「第9条」の内容と考えられる [松井 (2008年)、前掲書、89-91頁]。
- [43] Whitbread (1807), *op.cit.*, p. 34, pp. 98-9 [柳田・田中 (2015年)、前掲書、80-1頁127-8頁] ここでウィットブレットは、ランカスターがボロー・ロードに創設した「無償学校

- (Free School)」を取り上げている。ランカスターの教育方法は、優れた学生を助教生として指導に当たらせる助教制度 (monitorial system) を軸としており、後者の箇所 (pp. 98-9) で、その先駆者であるベルの教育にも触れている。
- [44] 第6条では、教区学校の教員の選任と任命、給与、第8条では、教区学校の監督に言及されている〔松井 (2008年)、前掲書、86-91頁〕。
- [45] 教区吏員の職務 (第1条)、教区会の意向 (第2条)、治安判事の判定と命令 (第3条)、判事の再調査、実行命令 (第4条)、支出命令 (第5条) に論及されている〔松井 (2008)、前掲書、82-6頁〕。
- [46] ウェイランドは『小研究』第8章第19節で、財産1ポンドあたりに支払う救貧税は平均して2分の1シリングもしくは3シリング、20年以上の期間では4シリング6ペンス、ほかの期間では6シリング9ペンス、さらには10シリングまで上昇する可能性があることを表示している〔Weyland (1807), *op.cit.*, p. 320〕。
- [47] Whitbread (1807), *op.cit.*, p. 46.〔柳田・田中 (2015年)、前掲書、88頁〕
- [48] ウェイランドはこの箇所の中で、個人財産、利益を生むあらゆる種類の財産に課税する見解について極めて有効であり、考慮すべきものと記述している。しかし、法廷はこの問題に伴う困難により一般的な見解を避け、現状では、ある〔特定の〕営利上の資本 (stock in trade) には課税されるが、他の種類のそれには課税していない状態にあるとしている (第8章第34節)〔Weyland (1807), *op.cit.*, p. 336〕。合わせて、個人財産の課税をめぐる判決は、過去 (1777年、83年、87年、89年) にもなされてきたことを亡失していない (第8章第35節)〔Weyland (1807), *op.cit.*, pp. 336-7〕。
- [49] Whitbread (1807), *op.cit.*, pp. 64-5.〔柳田・田中 (2015年)、前掲書、100頁〕。
- [50] ウェイランドは、この箇所で愛国心や同胞たちの栄光ある行動に想像上でかかわることで生まれる自尊心が人々に影響を与えることを認めていた。しかし、啓蒙されていない者には、もう少し中身のある刺激によって活力を引き出し、彼らに資力や財産を与える必要があることも付記している〔Weyland (1807), *op.cit.*, pp. 247-8〕。
- [51] Whitbread (1807), *op.cit.*, p. 85.〔柳田・田中 (2015年)、前掲書、113頁〕。
- [52] ウェイランドは、この箇所において、都市も地方も双方とも、農業や製造業における労働需要が増えることで、住居の数が相当増えているとし、その例として、スタッフォード州やシャロップ州、ダービー州、ランカ州、ハンブ州、リンカーン州などを挙げている。その上で、労働需要よりも多くの労働者を雇用できることを証明できなければ、〔その地において〕全般的な住居の不足が起きていると認めることはできないと述べている〔Weyland (1807), *op.cit.*, pp. 70-3〕。
- [53] Whitbread (1807), *op.cit.*, p. 81.〔柳田・田中 (2015年)、前掲書、110頁〕。
- [54] Whitbread (1807), *op.cit.*, p. 87.〔柳田・田中 (2015年)、前掲書、114頁〕。
- [55] Whitbread (1807), *op.cit.*, p. 8.〔柳田・田中 (2015年)、前掲書、64-5頁〕。
- [56] バロウ (Barrow, Sir John, first Baronet, 1764-1848) を指すと考えられる。バロウは、ランカ州ウルバーストン (Ulverston) のドラグリー・ベック (Drayley Beck) で、革職人口ジャー・バロウ (Barrow, Roger) の一人息子として生まれる。13歳の時、地元のタウン・バンク・グラマー・スクールを退学した後、製鉄工場の事務員、捕鯨船の船員、数学の教師などを経験した。その後、1792年、マカートニー卿 (Macartney, George, first Earl of Macartney, 1737-1806) の中国使節団に会計監査役 (comptroller of household) として同行した。また、1797年には喜望峰 (Cape of Good Hope) の総督となったマカートニー卿と再び行動

を共にし、翌年、ケープ植民地の会計検査官 (auditor general) となった。帰国後の1804年、海軍本部書記次官 (second secretaryship of the admiralty) に任ぜられ、1845年1月までその職にあった。1801年より1807年にかけて刊行した東アジアや南アフリカの旅行記は、彼の代表作『バウンティ号上での反乱 (*Mutiny on the Bounty*)』(1831年) よりもよく知られることとなり、影響を与えるものとなった (*Oxford Dictionary of National Biography*, 2004, Vol.4, pp.102-5)。ここでウェイランドが取り上げているのは、この旅行記と目される。